

砥部町地域福祉計画

【令和6年度～令和10年度】

令和6年3月

愛媛県砥部町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは	1
2 計画の趣旨	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の期間	4
5 地域福祉推進のための圏域の考え方	5
6 地域福祉を取り巻く動向	6
第2章 現状と課題	9
1 統計からみる現状	9
2 地域福祉に関わる資源の状況	14
3 アンケート調査からみる現状	15
4 課題のまとめ	32
第3章 計画の基本的方向性	34
1 将来フレーム	34
2 基本目標	36
3 取り組みの体系	37
第4章 施策の展開	38
基本目標1 つながりづくり	38
基本目標2 支援環境づくり	45
基本目標3 安心・安全づくり	57
第5章 計画の推進	65
1 計画の周知・啓発	65
2 計画の点検・評価	65
3 協働による計画の推進	66
資料編	67
1 砥部町地域福祉計画策定委員会規則	67
2 砥部町地域福祉計画策定委員会 委員名簿	69
3 策定経過	70

第 1 章 計画策定にあたって

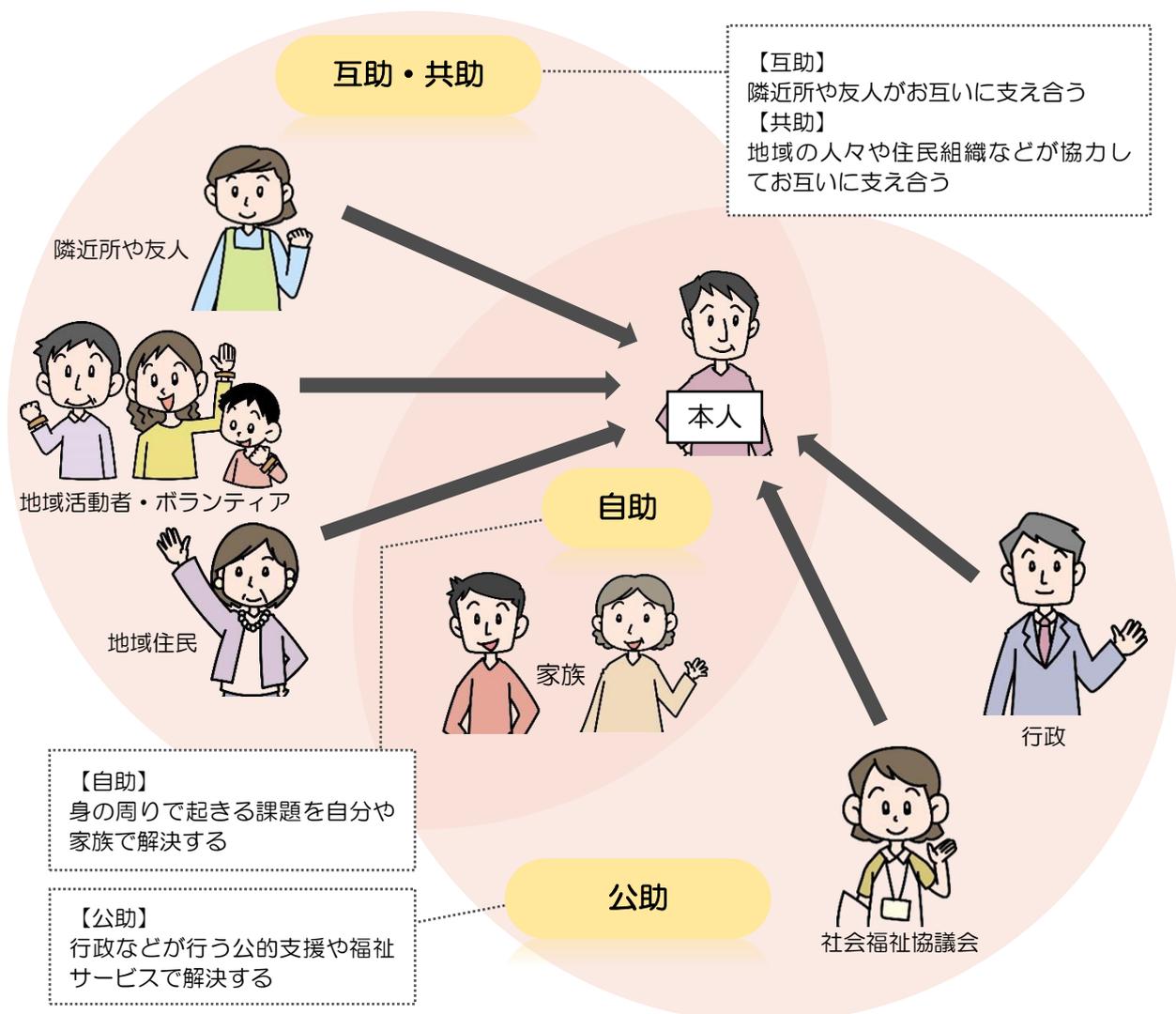


1 地域福祉とは

「地域福祉」には、“幸せ”や“豊かさ”を意味する「福祉」に「地域」という言葉がついています。つまり、言葉のとおり「地域福祉」には一人ひとりが普通の暮らしの中で、幸せを感じることができる地域をみんなの手でつくっていくという意味が込められています。

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、住民・福祉関係団体・社会福祉協議会・事業者・行政等が「自助」「互助・共助」「公助」の視点を持ち、お互いに協力し課題解決に向け、幸せな生活を“地域”全体で推進していくことが「地域福祉」です。

■地域福祉の「自助」「互助・共助」「公助」の考え方



地域福祉の推進には、地域全体での「我が事」意識が大切です。

2 計画の趣旨

地域には、高齢者や障がい者、子育て中の家庭をはじめ、様々な人が暮らしています。そのような中で近年、少子高齢化や核家族化の進行、住民同士の結びつきの希薄化等に伴い、地域や家庭のつながりの中で対応できていた困りごとへのアプローチが困難になり、老老介護やひきこもり等が社会問題として顕在化しています。

これらを背景に、高齢者や障がい者、子育て世帯などへの支援に加えて、制度の狭間の問題や複雑化・多様化する生活課題（ひとり親世帯を含む生活困窮者の問題、社会的孤立、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー、虐待等）への対応が求められています。

国においては、制度や分野ごとに捉えられてきた課題に対し、支援する側と支援される側という関係を超え、住民一人ひとりが「我が事」として捉え、分野や世代に関わらず「丸ごと」つながることで、支え合いの中で安心して暮らせる「地域共生社会の実現」が掲げられました。

また平成12年6月に改正された社会福祉法において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられ、これからの福祉は、限られた社会的弱者に対する公的なサービスとしてではなく、地域に暮らす人々が抱える多様な生活課題を、住民、事業者、行政及び社会福祉協議会など地域の様々な主体が互いに協力して課題解決を図るものであるとしています。

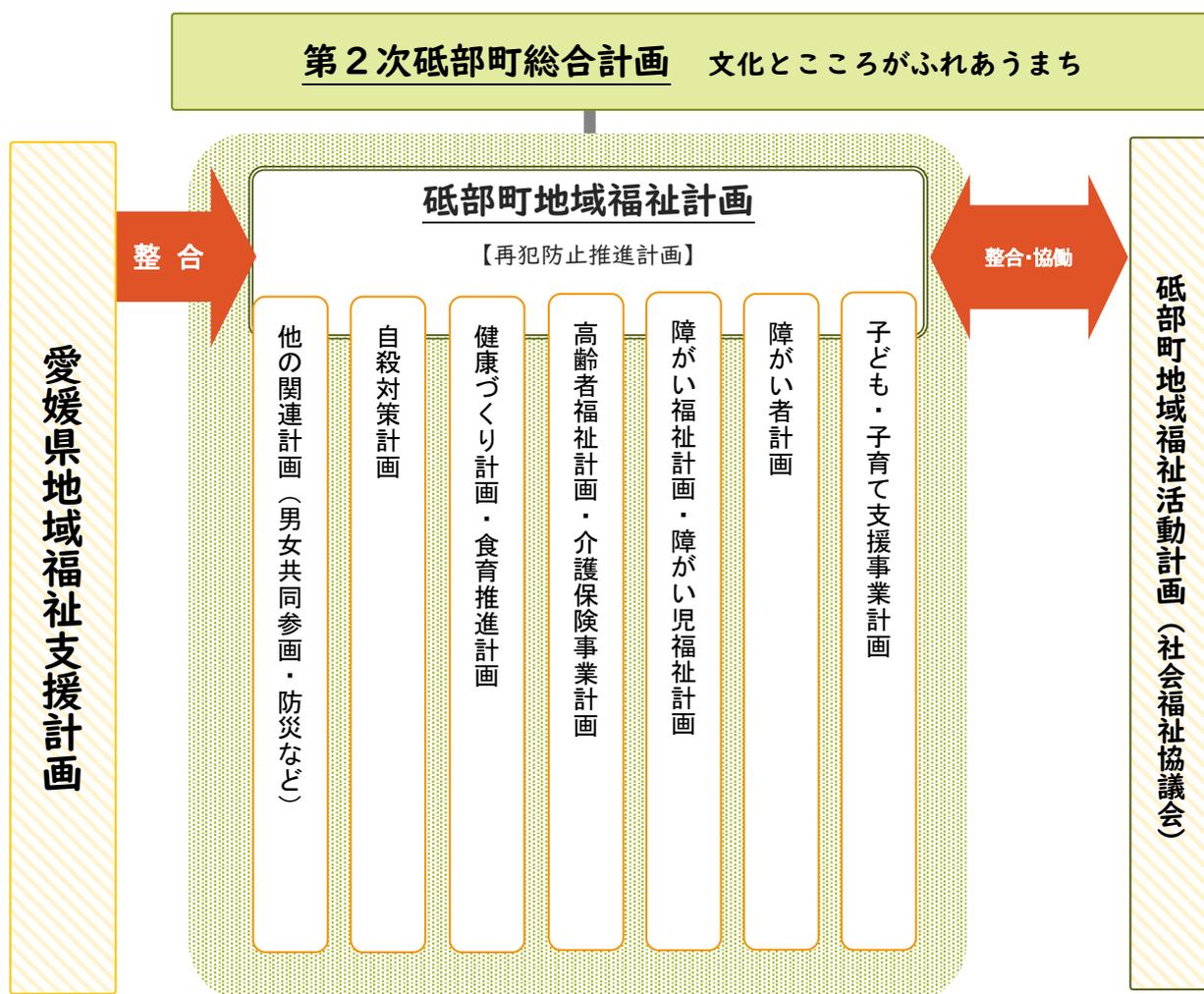
このような状況を踏まえ、砥部町（以下、「本町」という。）の今後の地域福祉の推進を図るため、その理念と方策を取りまとめた第1期目となる『砥部町地域福祉計画』（以下、「本計画」という。）を策定しました。策定にあたっては、住民の皆様へのアンケートや地域及び福祉関係者等へのヒアリングを通じて、現状の地域生活課題や将来に対する不安・懸念等を、できる限り幅広く具体的に収集することに努めました。

本計画を通じて、本町に住むすべての住民の「**ふ**だんの **く**らしの **し**あわせ」を実現するための取り組みを推進します。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に定められた『市町村地域福祉計画』として策定するものであり、上位計画の『第2次砥部町総合計画』や、社会福祉協議会が策定する『砥部町地域福祉活動計画』との整合及び協働を図ります。また、障がい福祉、高齢者福祉、児童福祉等の各計画の福祉分野を横断的につなぎ、共通する課題の解決を目指す計画として位置づけています。

また、様々な困難を抱える人を地域全体で支援する取組を、住民一人ひとりの理解と協力を得ながら進めていく必要があることから、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく『地方再犯防止推進計画』を本計画に含め、一体的に策定します。



4 計画の期間

計画期間は、令和6年度から令和10年度（2024～2028年度）までの5年間とします。

【主な関連計画の計画期間】

計画名	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026	令和9年度 2027	令和10年度 2028
総合計画	基本計画：平成30～令和9年度				
地域福祉計画	令和6～10年度				
高齢者福祉計画 介護保険事業計画	令和6～令和8年度			次期計画 (令和9～令和11年度)	
障がい者計画	令和3～令和8年度			次期計画 (令和9～令和14年度)	
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	令和6～令和8年度			次期計画 (令和9～令和11年度)	
子ども・子育て 支援事業計画	令和2～ 令和6年度	次期計画(令和7～令和11年度)			
健康づくり計画 食育推進計画	平成27～ 令和6年度	次期計画(令和7～令和16年度)			

5 地域福祉推進のための圏域の考え方

本町の地域福祉を推進していくためには、本計画の将来フレームと、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取り組みについて、住民一人ひとりのレベルから、隣近所、自治会、4地区の範囲、さらに町内全域まで、それぞれの圏域が担う役割を重層的に進めていくことが大切です。

本町においては、多様化する地域における福祉の課題に対応していくため、「自分や家族」のレベルから、町全域まで、5つの圏域を設定し、相互の役割を確認し合いながら、重層的に地域福祉推進のための取り組みを進めていきます。

■地域福祉推進のための圏域の考え方

砥部町全域

公的サービスの提供や福祉に関する相談の全域的窓口
福祉活動に関わるボランティア団体などによる支援

4地区（麻生・宮内・砥部・広田）

地域ごとの交流や情報の共有、
地域課題の把握・解決のための専門機関との連携

自治会

各地区の自治会活動などを通じた住民同士の助け合い

隣近所

日常的な声かけや見守り

自分や家族

地域福祉活動の
理解と協力



6 地域福祉を取り巻く動向

(1) 「地域共生社会」の実現に向けて

人口減少や少子高齢化の進行、地域社会の脆弱化等、地域社会を取り巻く環境の変化を受け、人々が抱える生活課題は多様化・複雑化しています。

このような背景を受け、政府は平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、子ども・高齢者・障がい者等すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともにつくり、高めあうことができる「地域共生社会」の実現が示されました。

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会とされています。

地域共生社会の実現には、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的な課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立、社会的排除への対応、また地域のつながりの弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）に基づいて取り組みが進められており、困りごとを既存の制度に当てはめていくのではなく、困りごとを抱えた一人ひとりの生きていく過程に寄り添った支援を行うことが重要となっています。

(2) 社会福祉法の改正

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、社会福祉法の改正が行われました。

平成29年6月「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」による改正では、任意とされていた地域福祉計画の策定を市町村の努力義務とし、福祉分野の各個別計画の上位計画として位置付けられ、地域福祉計画に盛り込むべき事項として「包括的な支援体制の整備に関する事項」が示されました。

また、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、本人・世帯が有する複合的な課題を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業（断らない相談支援、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うもの）を実施することができる旨が示されました。

（３）重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業とは、生活課題を抱える住民を支援する体制や、住民が地域福祉を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき一体的に実施する事業です。

これまで日本の福祉制度・政策は、子ども・障がい者・高齢者といった対象者の属性や要介護・虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、現金・現物給付の提供や専門的支援体制の構築を進めることで、その内容は、質量ともに充実してきました。

一方、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるものの、既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050問題」、ダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わる必要があるケースが生じています。こうした背景から、地域共生社会の考えに基づいて、包括的な支援体制を円滑に構築・実践できる仕組みをつくるため、社会福祉法に基づき令和3年4月より重層的支援体制整備事業が開始されました。

この事業により、高齢者福祉や障がい者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の制度ごとに分かれている相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援という3つの支援を一体的に取り組み、相互作用を生み出すことを目指しています。

（４）成年後見制度の利用促進

成年後見制度とは、認知症や知的障がい等によって判断能力が不十分な人が、生活をする上で不利益を被らないよう、「成年後見人」が本人に代わり適切な財産管理や契約行為の支援を行うための制度として、平成12年より開始されました。

その後、『成年後見制度の利用の促進に関する法律』が平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度の利用の促進には、市町村の取り組みが不可欠であることから、同法律において、市町村の講ずる措置等が規定されており（第14条市町村の講ずる措置）、市町村は、平成29年3月24日に閣議決定された国が定める『成年後見制度利用促進基本計画』を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な市町村計画を定めるよう努めるとされました。

また、令和4年3月に成年後見制度の利用促進に向けた施策として「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。第二期計画の基本的な考え方として、（１）地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、（２）尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善、（３）司法による権利擁護支援などを身近なものにする仕組みづくり、の3点が示されています。これは、後見人等が意思決定支援や身上保護を重視しないことによる、利用者の不安や不満、また、制度や相談先等の周知が十分ではないことや、地域連携ネットワークの体制整備など、『成年後見制度利用促進基本計画』では解決できなかった課題へ取り組むものとされています。

（５）再犯防止の推進

全国の刑法犯の検挙者数は、平成 17 年から減少に転じている一方、再犯者数と比較し、初犯者数が大幅に減少していることから、再犯者の率は上昇傾向にあるとされています。

このような中、平成 28 年 12 月に公布、施行された『再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）』においては、再犯の防止等に関する施策を実施する責務が、国だけでなく地方公共団体にもあること（第 4 条）が明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の『再犯防止推進計画』を勘案し、『地方再犯防止推進計画』を策定する努力義務（第 8 条第 1 項）が課されました。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、し癪、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人も少なくありません。こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取り組みだけではその内容や範囲に限界があります。社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を、国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があるため、地域社会で生活する犯罪をした人等に対する支援にあたっては、保健・医療・福祉などの各種サービスを提供する基礎自治体である市町村の役割が極めて重要です。

第2章 現状と課題

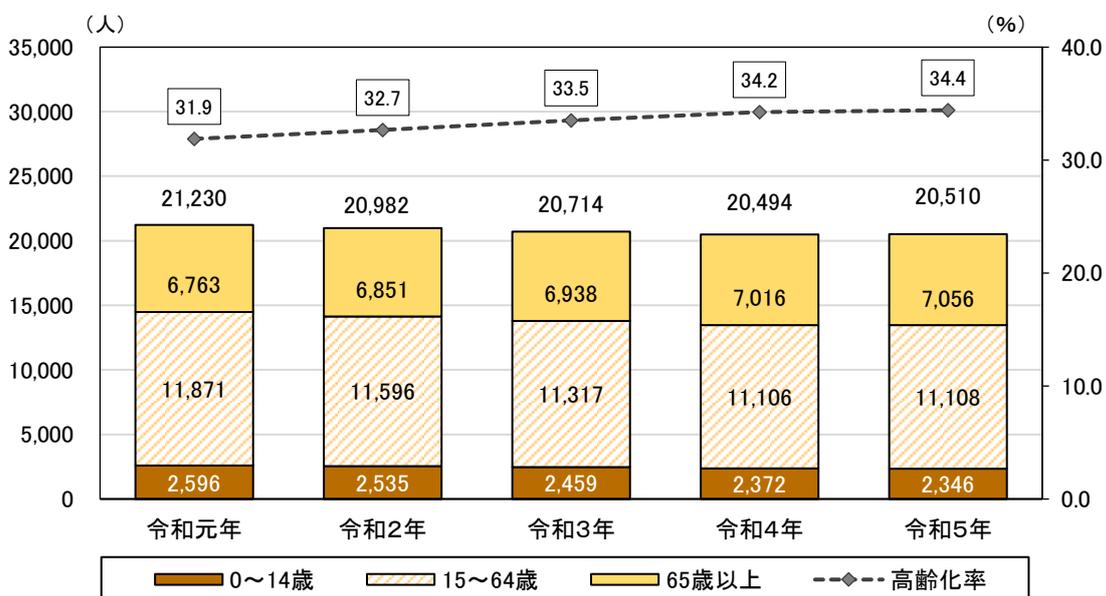


1 統計からみる現状

(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の総人口は、令和5年1月1日現在20,510人となっており、直近の5年では減少傾向から横ばいに転じました。年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）は減少傾向が継続しており、生産年齢人口（15～64歳）は令和4～5年で下げ止まりました。一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、令和5年における高齢化率は上昇傾向にあります。

■年齢3区分別人口の推移

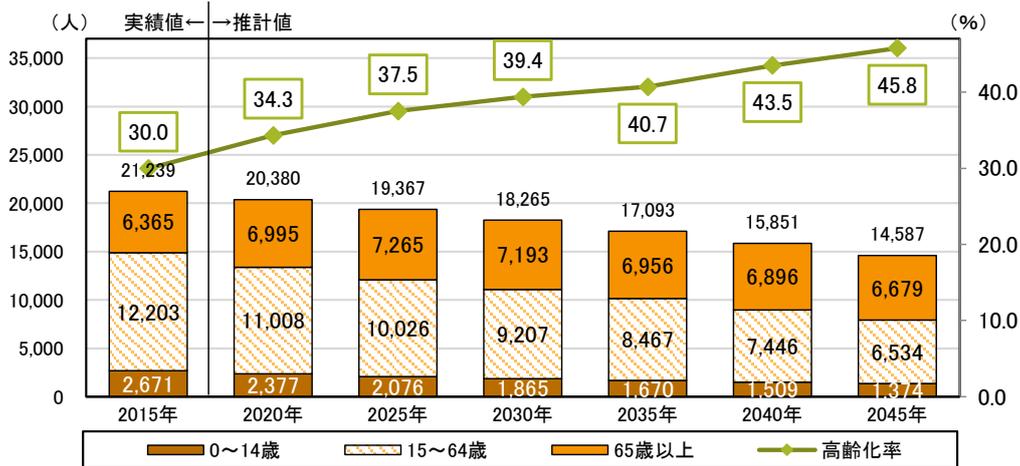


資料：住民基本台帳（各年1月1日）

(2) 年齢3区分別人口の推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、総人口は減少傾向が続き 2045 年時点では 15,000 人を下回る推計となっています。また、年齢3区分別にみると、年少人口(0~14 歳)、生産年齢人口(15~64 歳)は減少が続き、高齢者人口(65 歳以上)は 2030 年までは年々増加、その後減少に転じますが総人口の減少率が大きく、2045 年には高齢化率が 45.8%まで上昇すると推計されています。

■年齢3区分別人口の推計

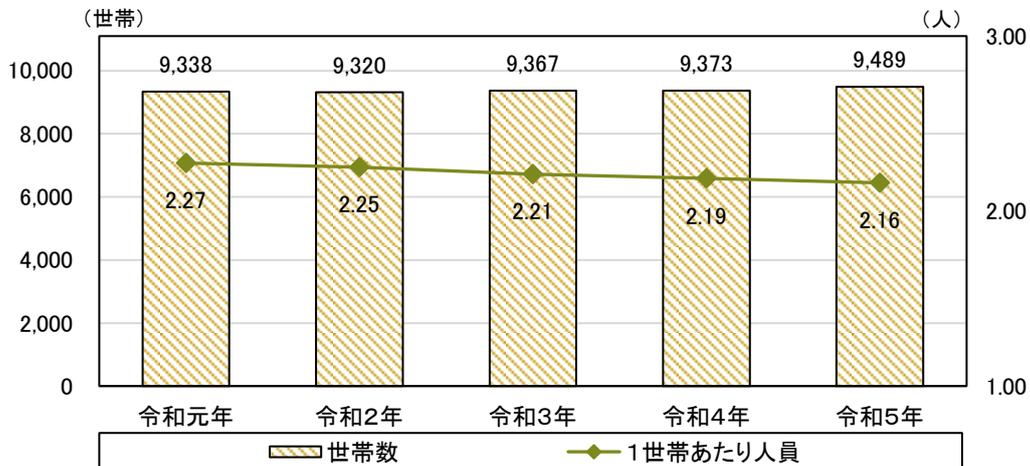


資料：「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所

(3) 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

世帯数は、ほぼ横ばいとなっていました。令和5年には 9,489 世帯で、前年より 100 世帯以上増加しています。一方、1世帯当たりの人員は緩やかな減少傾向にあり、令和5年には 2.16 人となっています。

■世帯数及び1世帯あたり人員の推移

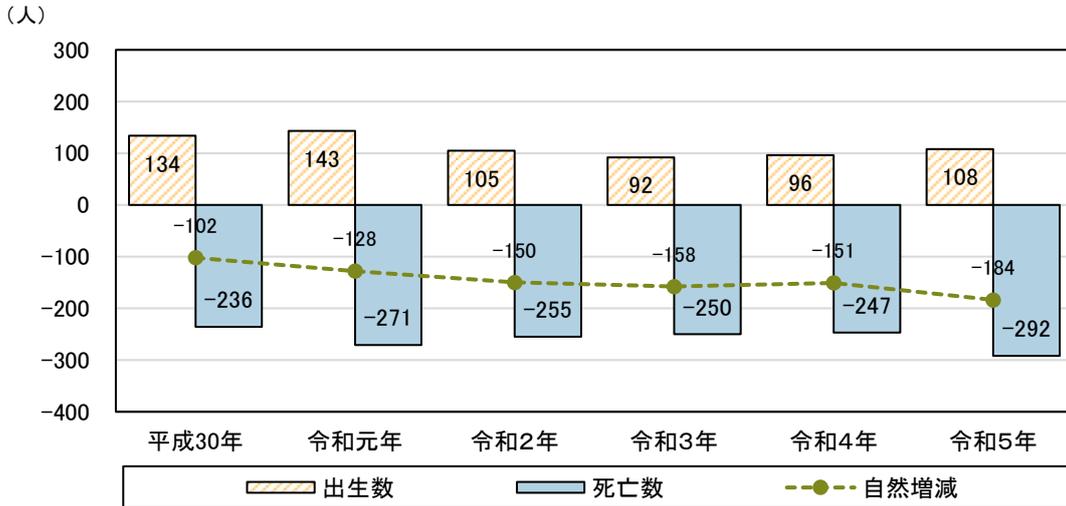


資料：住民基本台帳(各年1月1日)

(4) 人口動態の推移

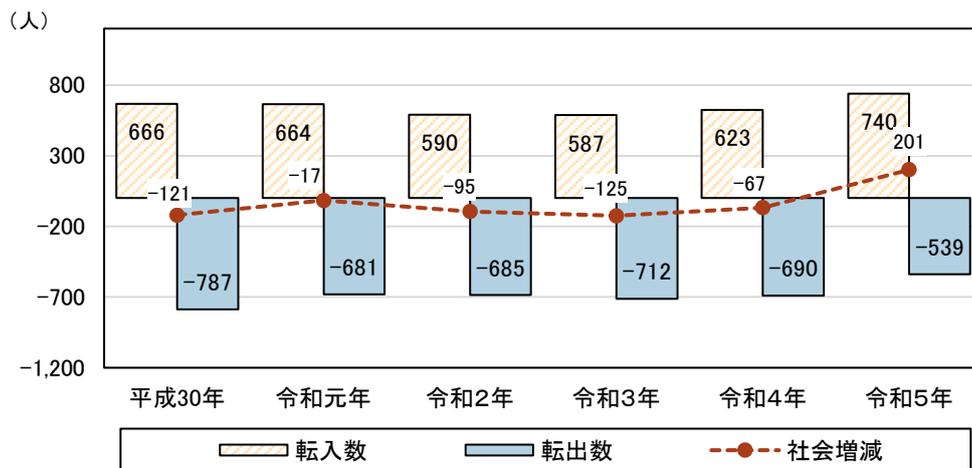
出生数は令和元年までは増加傾向、その後 100 人前後で横ばいとなっています。死亡数はほぼ横ばい傾向でしたが、令和5年には 292 人となっています。出生数が死亡数を下回る傾向が続いており、自然増減としては減少が継続している状況です。

■自然動態人口（出生・死亡）の推移



転入数、転出数ともに年によって増減があり社会増減としては減少が続いていましたが、令和5年には転入数が転出数を上回り 201 人の増加となっています。

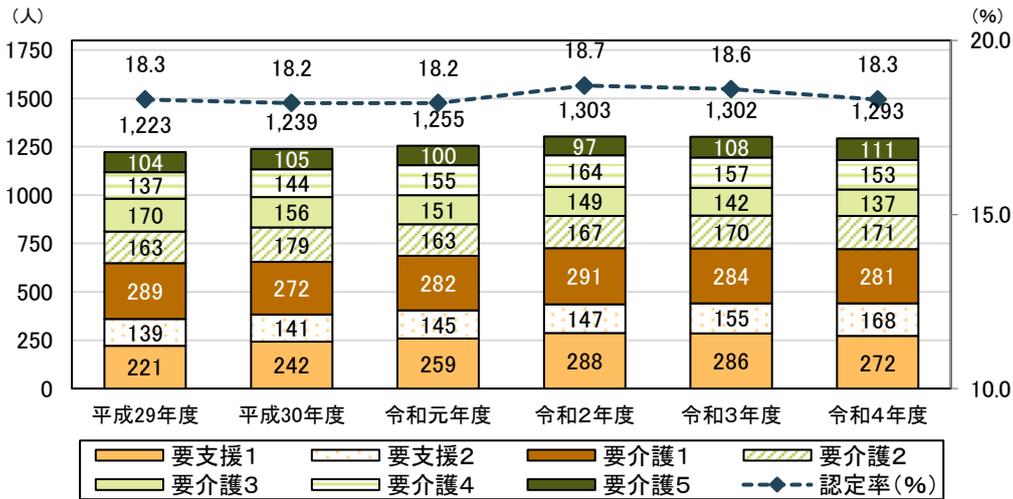
■社会動態人口（転入・転出）の推移



(5) 要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者数の推移をみると、令和2年度以降横ばい傾向にあり、令和4年度には1,293人となっています。認定区別にみると、ほとんどの区分が増減を繰り返しており、令和4年度には要介護1が281人と最も高い割合を占めています。認定率は、令和4年度には18.3%となっています。

■要支援・要介護認定者数の推移

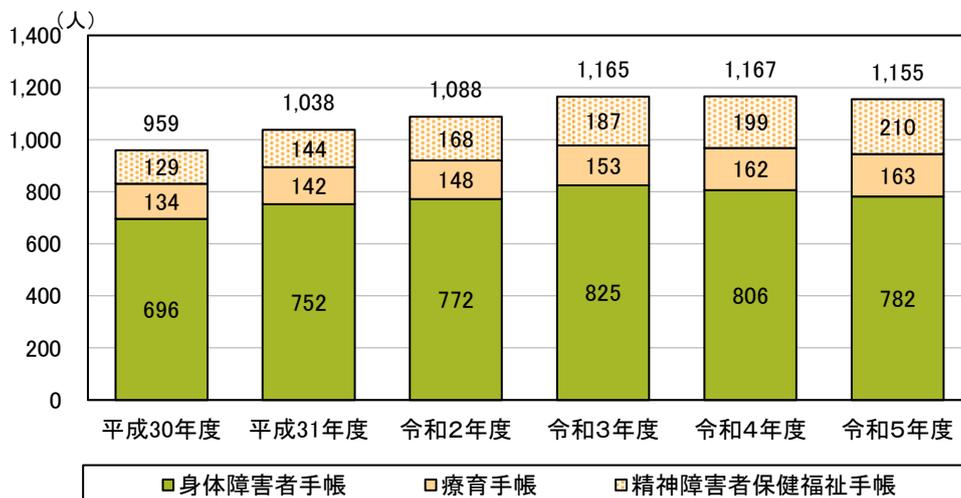


資料：地域包括ケア「見える化」システム（各年度3月末）

(6) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数は令和3年度以降1,100人を超えて推移しており、令和5年度には1,155人となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳の所有者が最も多く800人前後で年により増減していますが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数は微増傾向が続いています。

■障害者手帳所持者数の推移

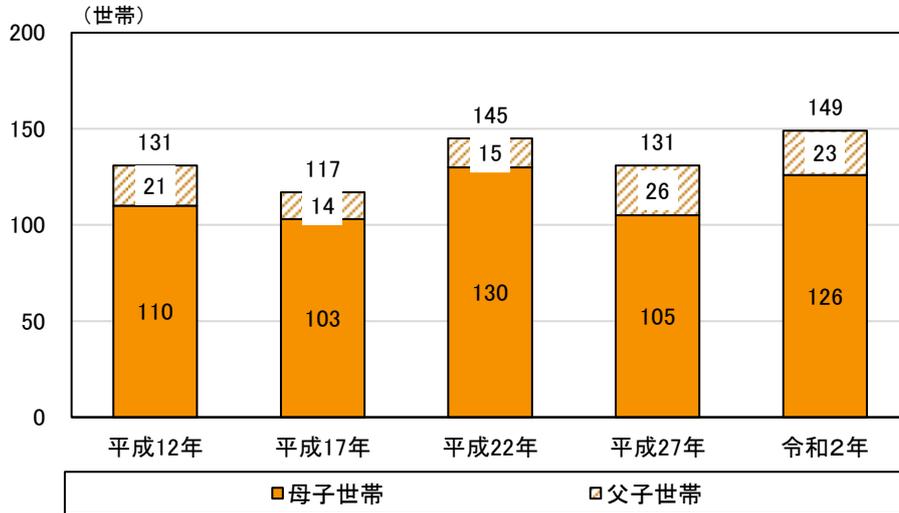


資料：介護福祉課（各年度4月1日）

(7) ひとり親世帯数の推移

母子世帯は、調査年により増減しながら推移しており、令和2年では126世帯となっています。また、父子家庭は令和2年で23世帯となっています。

■母子父子世帯数の推移

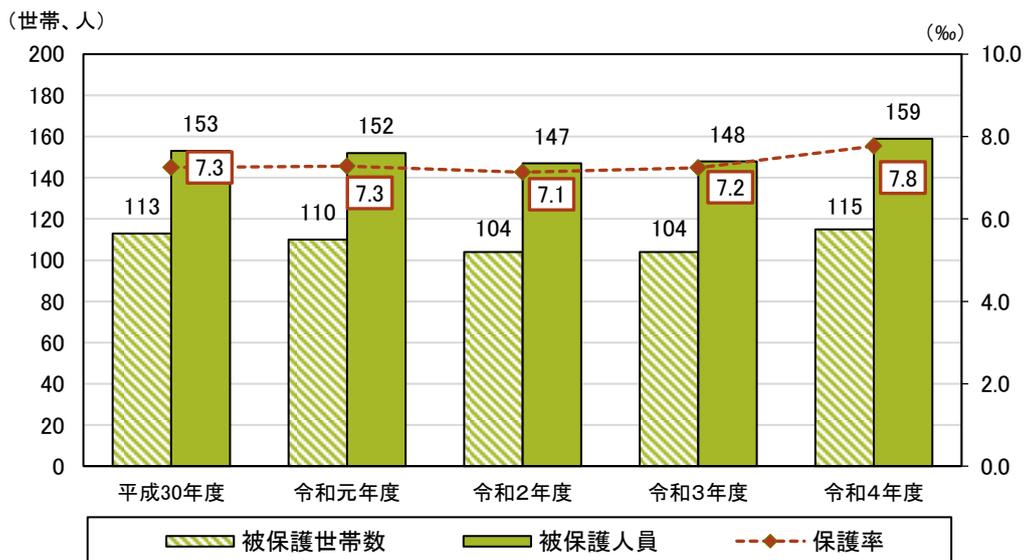


資料：国勢調査

(8) 生活保護世帯数及び人員の推移

被生活保護世帯数、被保護人員はほぼ横ばいで推移しています。令和4年度の被生活保護世帯数は115世帯、被保護人員は159人、保護率は7.8%（パーミル：千人当たりの数）となっています。

■生活保護世帯数及び人員の推移



資料：介護福祉課（各年度3月31日）

2 地域福祉に関わる資源の状況

(1) 認知症サポーター数

認知症サポーター数は年々増加し、令和4年度時点では2,111人となっています。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
認知症サポーター数	1,880	1,954	2,034	2,081	2,111

資料：砥部町介護福祉課（各年度3月31日）

(2) ボランティア登録

① 登録団体数

ボランティア登録団体数は微増しており、令和4年度時点では21団体となっています。

単位：団体

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア登録団体数	19	19	18	22	21

砥部町社会福祉協議会（各年度3月31日）

② ボランティア登録者数

ボランティア登録者数は一時的に減少しましたが、ここ3年間では増加傾向となり、令和4年度時点では1,524名となっています。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ボランティア登録者数	1,253	1,195	1,026	1,341	1,524

砥部町社会福祉協議会（各年度3月31日）

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員数はここ5年における人数増減はなく、48人となっています。

単位：人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
民生委員・児童委員数	48	48	48	48	48

砥部町介護福祉課（各年度3月31日）

3 アンケート調査からみる現状

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、住民・中学2年生・団体の3種類のアンケートを実施し、それぞれの立場からみる「地域福祉」に対する意識を調査しました。また、団体に関してはアンケートの他、ヒアリングも実施しました。

■調査実施概要

【住民アンケート】

項目	内容
調査対象	満 18 歳以上の住民 2,000 件
調査期間	令和4年 12月5日から令和5年1月20日
調査方法	郵送による発送・回収・WEB 回答による本人記入方式
回収結果	有効回収数：788 件（紙:684 WEB:104） 有効回収率：39.4%

【中学2年生アンケート】

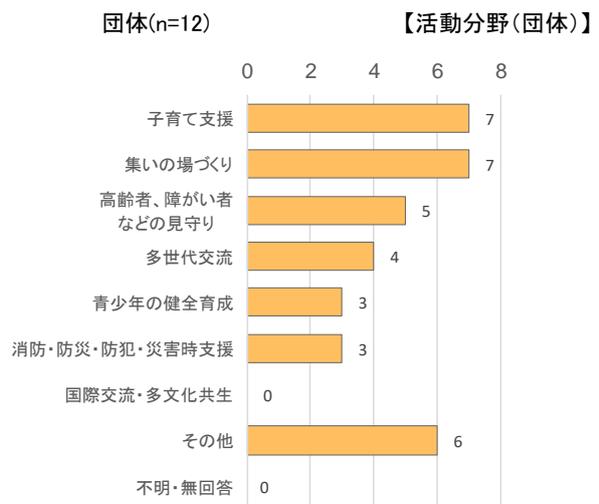
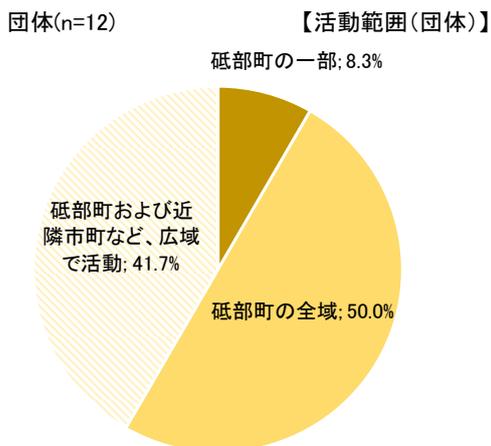
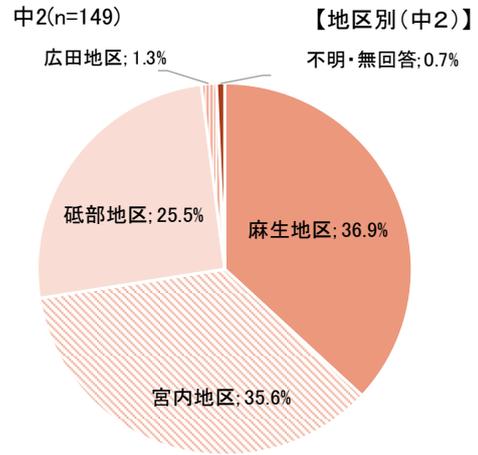
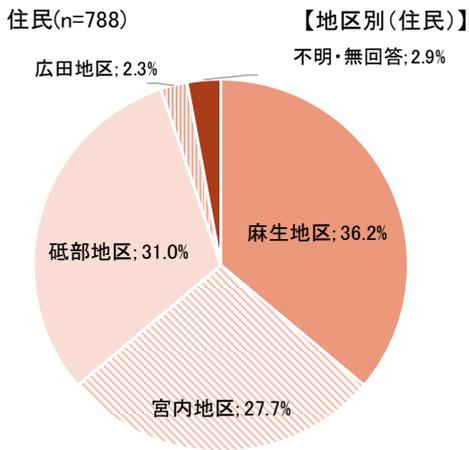
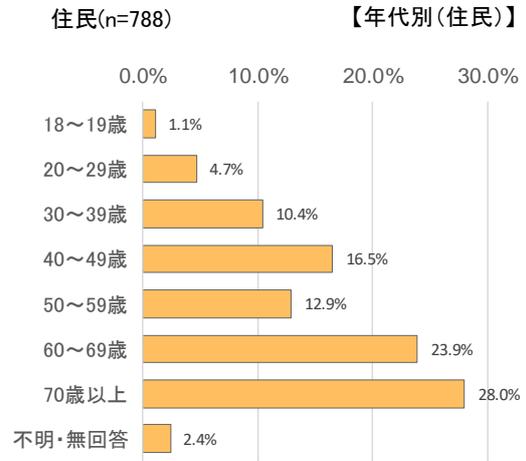
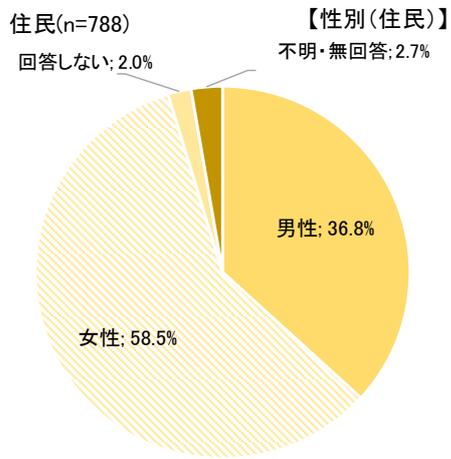
項目	内容
調査対象	町内の中学2年生 172 件
調査期間	令和5年1月11日から令和5年1月31日
調査方法	学校を通じた配布・回収による本人記入方式
回収結果	有効回収数：149 件 有効回収率：86.6%

【団体アンケート・ヒアリング】

項目	内容
調査対象者	町内で活動している団体 12 団体
調査期間	令和4年 12月13日から令和5年1月13日まで (民生委員 令和4年 10月19日から11月1日まで)
調査方法	郵送による発送・回収
回収結果	有効回収数：12 件 有効回収率：100%
対面ヒアリング	令和5年2月8日、13日、15日実施 (民生委員 令和4年 11月1日)

(2) 調査結果の概要

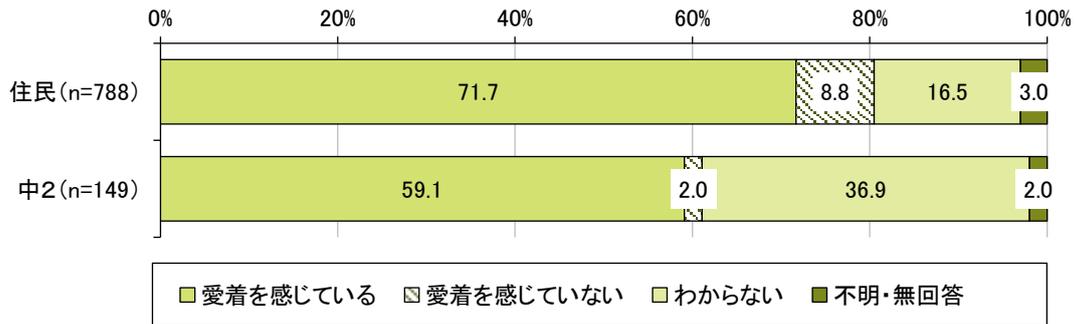
① 回答者の属性



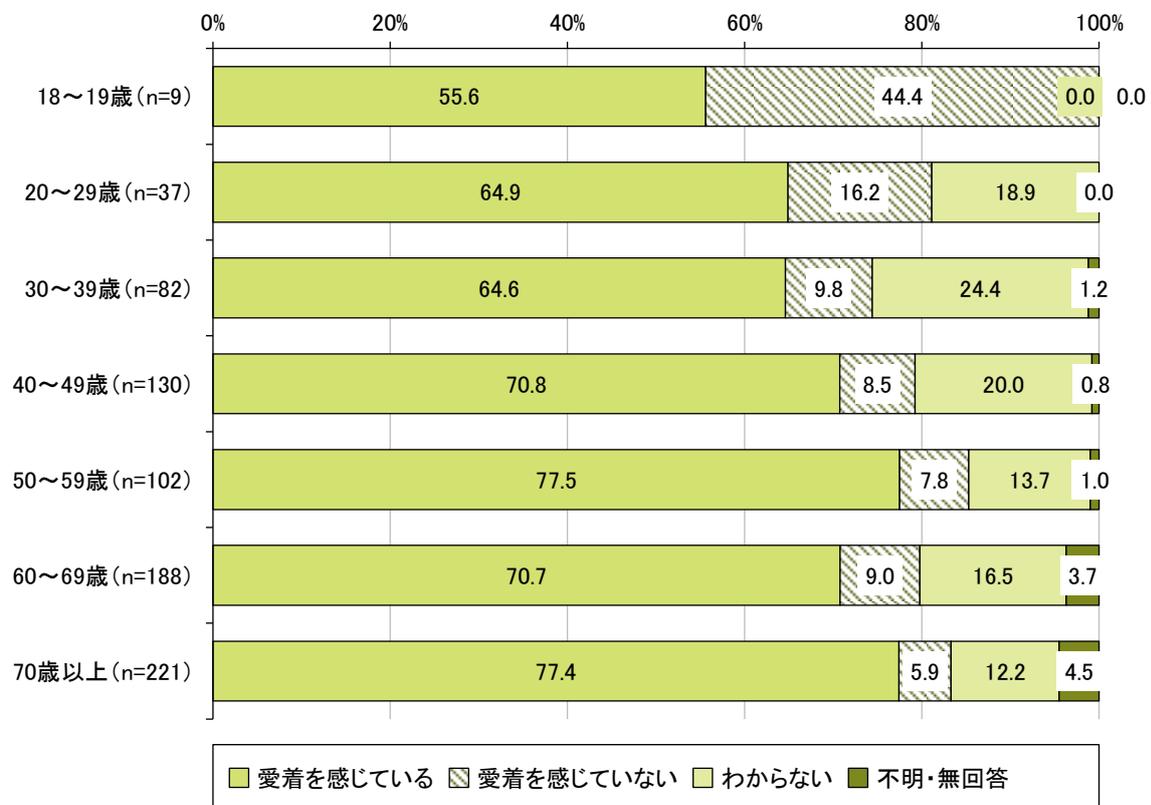
② 地域への愛着度

愛着度は、住民アンケートでは7割を超えているものの、中学2年生アンケートでは6割を切っており、3割以上を「わからない」が占めています。また、住民アンケートにおける年齢別においても若い年代ほど愛着が高くない状況です。若年層を中心に地域に関する関心向上を図る必要があると言えます。

【地域への愛着】



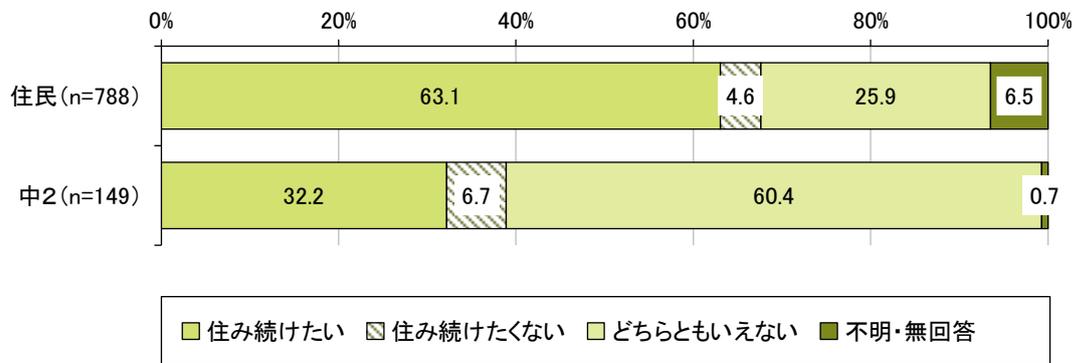
※単純回答



③ お住まいの地域での定住意向

定住意向は、住民アンケートでは6割を超えています、中学2年生アンケートでは3割に留まっており、「どちらともいえない」が6割を超える回答結果となっています。

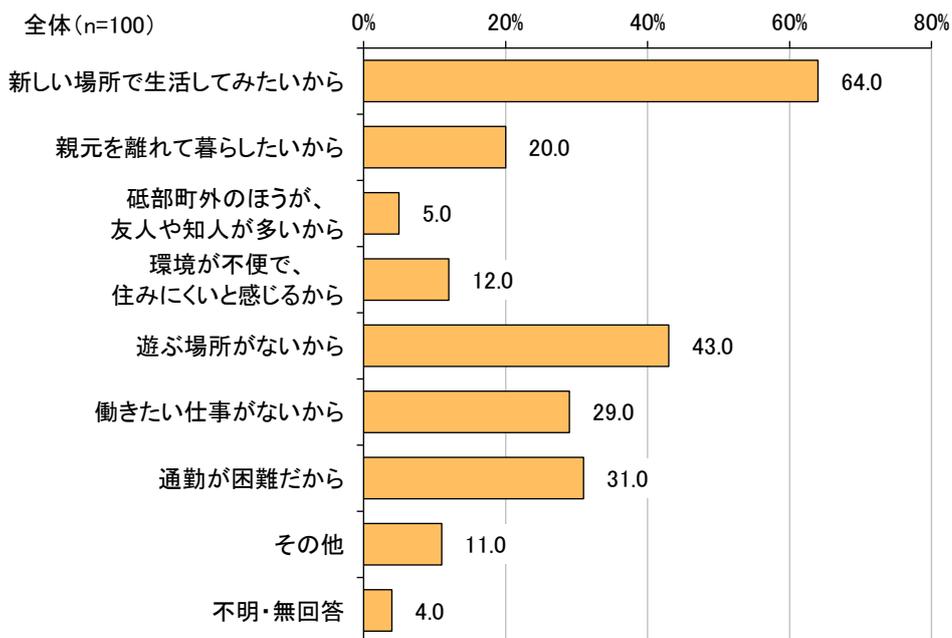
【地域に住み続けたい意向度】



※単純回答

また、中学2年生アンケートにおける「住み続けたくない理由（どちらともいえない回答者を含む）」は「新しい場所で生活してみたいから」が最も多く、次いで「遊ぶ場所がないから」となっています。

【住み続けたくない理由】

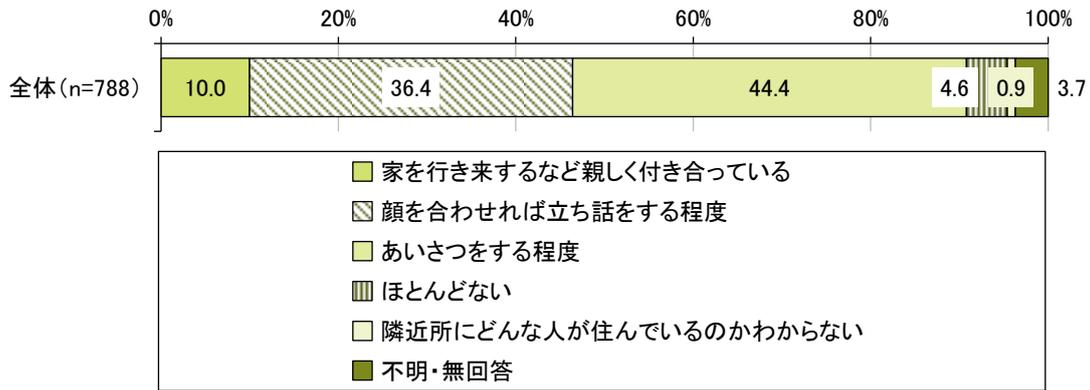


※複数回答

④ 近所付き合いについて

近所付き合いで最も多いのは「あいさつをする程度」が44.4%であり、次いで「顔を合わせれば立ち話をする程度」が36.4%です。「家を行き来するなど親しく付き合っている」と合わせると90.8%となり、「顔を見ればお互いに近所であることがわかる」人が9割を占めていると言えます。

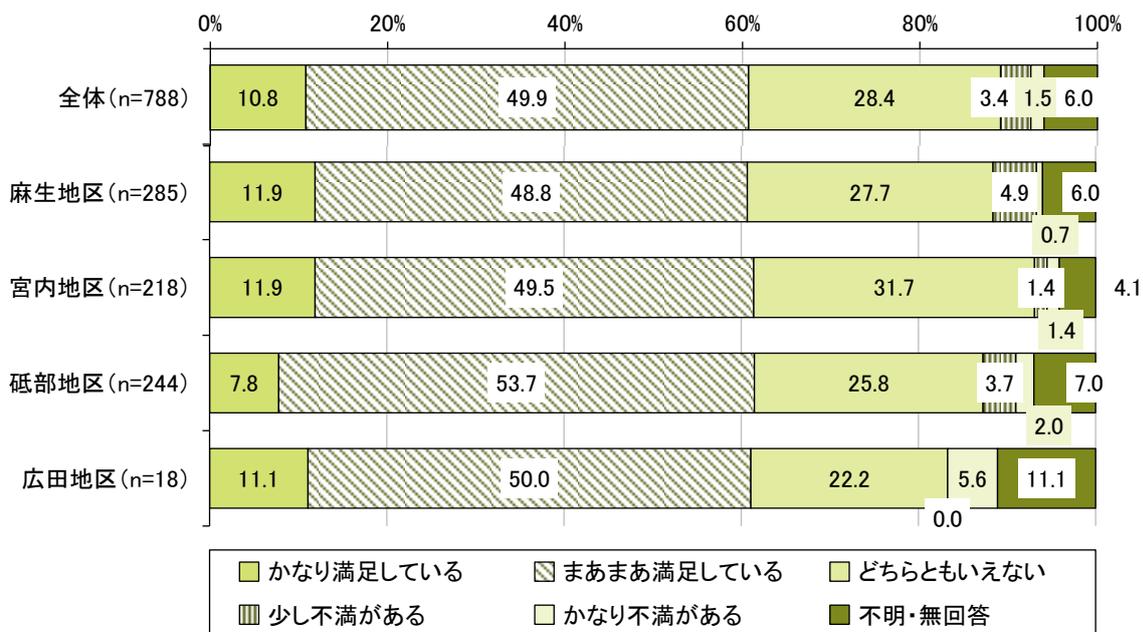
【近所付き合いの程度について】



※単純回答

また、近所付き合いの満足度は「かなり満足している」「まあまあ満足している」の合計で6割を超えており、地区別にも概ね同傾向と言えます。

【近所付き合いの満足度】

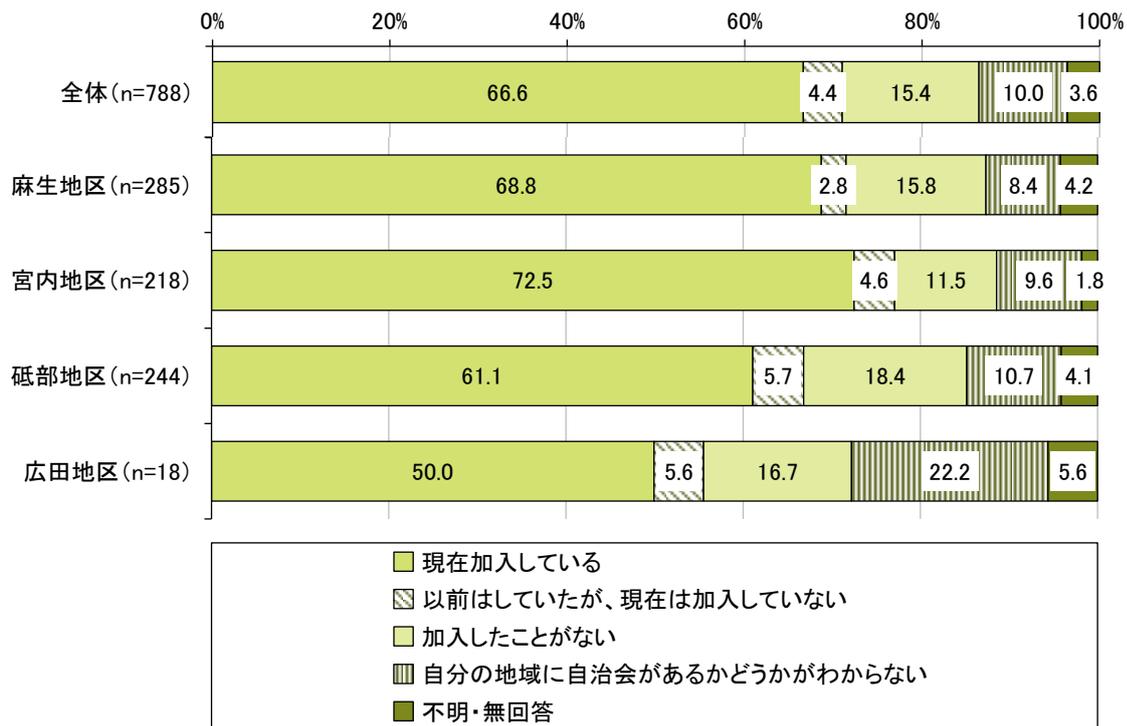


※単純回答

⑤ 地域活動やボランティアへの参加について

自治会に関しては、全体では60%以上の方が加入しています。なお、10%の人が「自分の地域に自治会があるかどうか分からない」と回答しており、情報不足による非加入が一定数存在していると言えます。地区別にみても順位が逆転するほどの相違はなく、各地区とも概ね加入者が半数以上を占めており、情報不足による非加入者がそれぞれの地区においても一定数存在しています。

【自治会への加入状況】



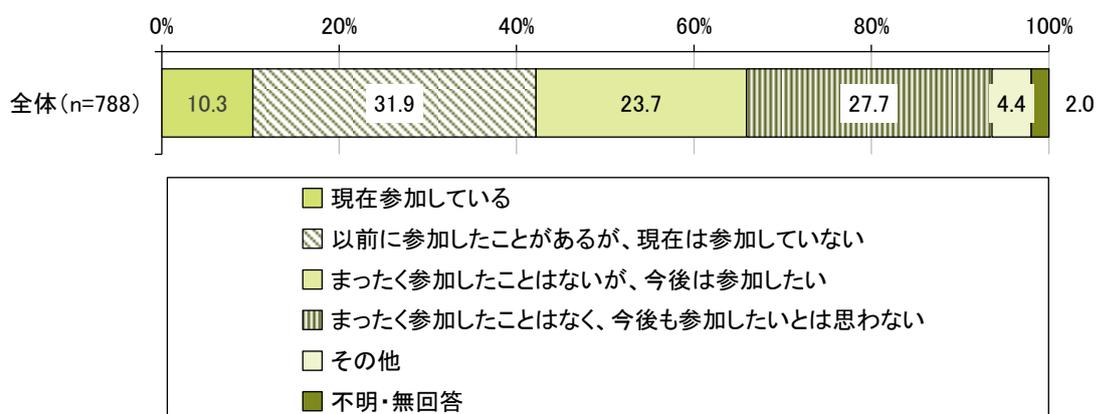
※単純回答

ボランティア活動への参加に関しては、「現在参加している（10.3%）」「過去に参加したことがある（31.9%）」を合わせた「ボランティア参加経験者」は42.2%です。

今後の参加意向に関しては、住民アンケートでは「まったく参加したことはないが、今後は参加したい」が23.7%となっています。

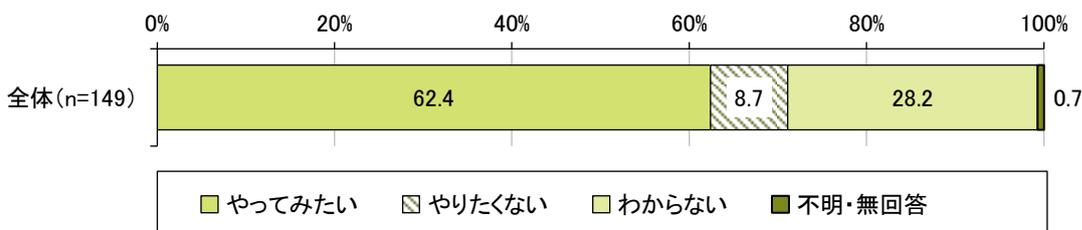
また、中学2年生アンケートにおけるボランティア参加意向は62.4%を占めています。「やりたくない」あるいは「わからない」と回答した人の参加意向を高めるには、興味を持てるボランティア活動の紹介や一人ではなく誰かと参加できる活動を促すことがポイントと考えられます。

【ボランティアへの参加状況（住民アンケート）】



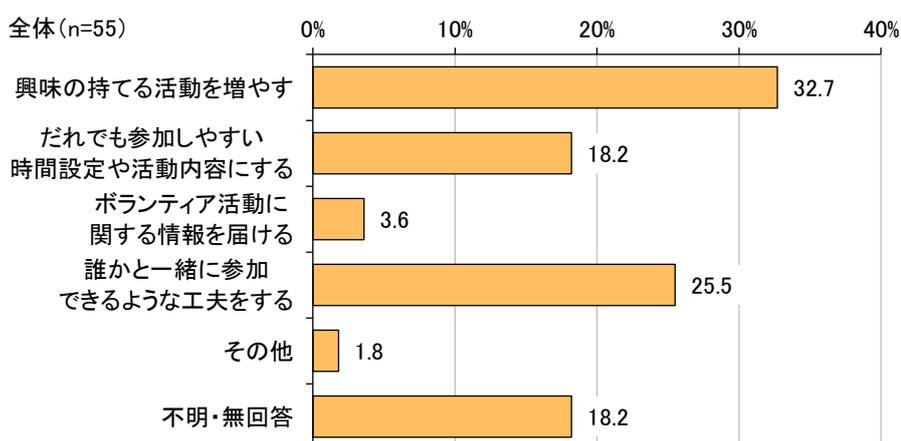
※単純回答

【ボランティアへの参加意向（中学2年生アンケート）】



※単純回答

【ボランティアへの参加意向（中学2年生アンケート）】



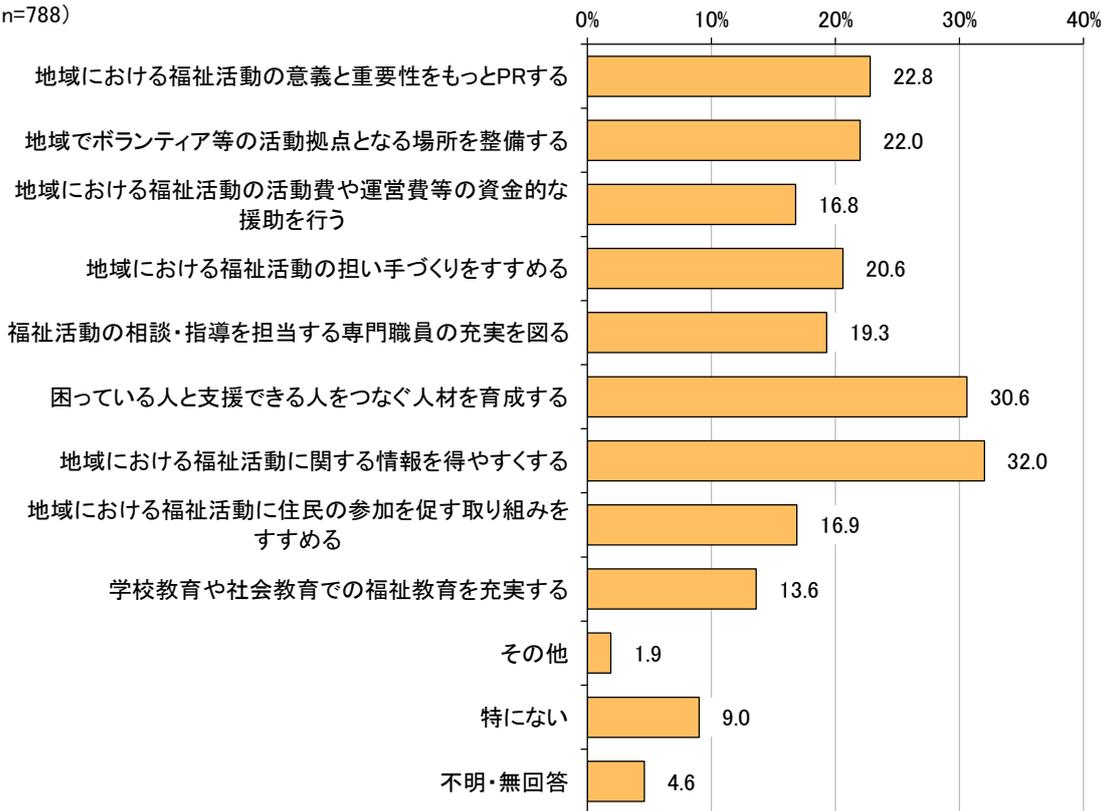
※複数回答

⑥ 地域の支え合いを促進するための重視点

今後、地域における支え合いや助け合いを活発にするために重要と思うこととして「地域における福祉活動に関する情報を得やすくする」が32.0%と最も多く、次いで「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」が30.6%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が22.8%となっています。

【地域の支え合い促進策】

全体(n=788)

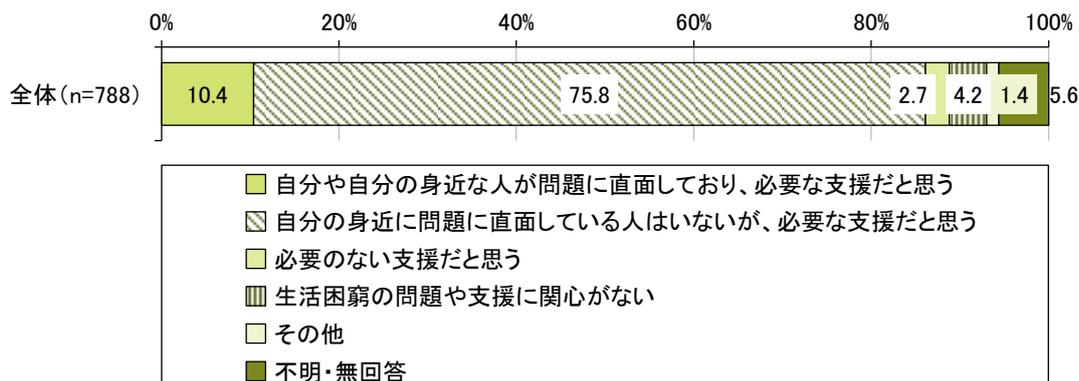


※複数回答

⑦ 生活者困窮自立支援制度について

生活困窮者への支援については、「必要な支援だと思う」と回答した住民があわせて86.2%となっています。

【生活困窮者自立支援策】



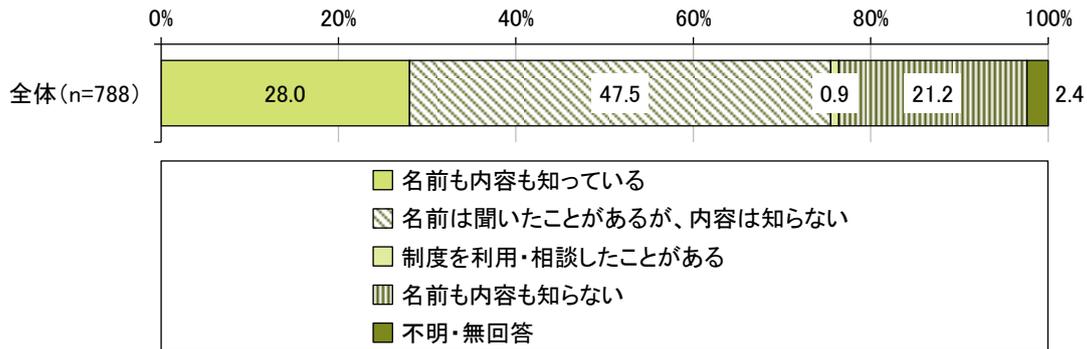
※単純回答

⑧ 成年後見制度について

成年後見制度については、28.0%の住民が名前も内容も知っていますが、「名前は聞いたことがあるが内容は知らない(47.5%)」「名前も内容も知らない(21.2%)」と70%弱が内容を知らないと回答しています。また、利用意向も「わからない」が40.1%と最も多く、その理由として「制度をよく知らないから」が46.9%と最大になっています。

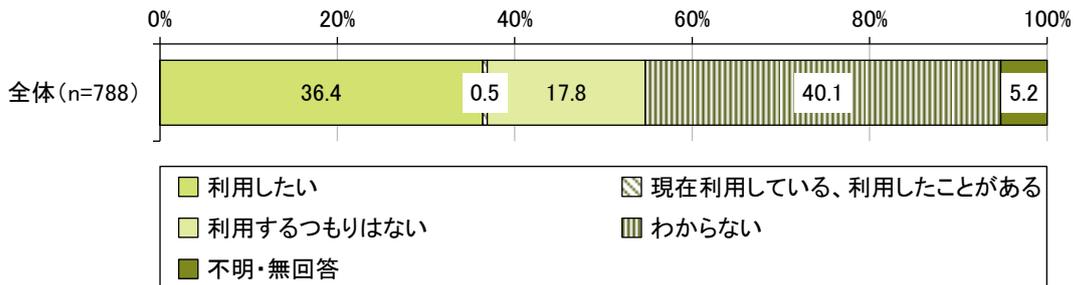
制度説明や内容理解を広げることが、必要な利用者の拡大につながると考えられます。

【成年後見制度 認知度】



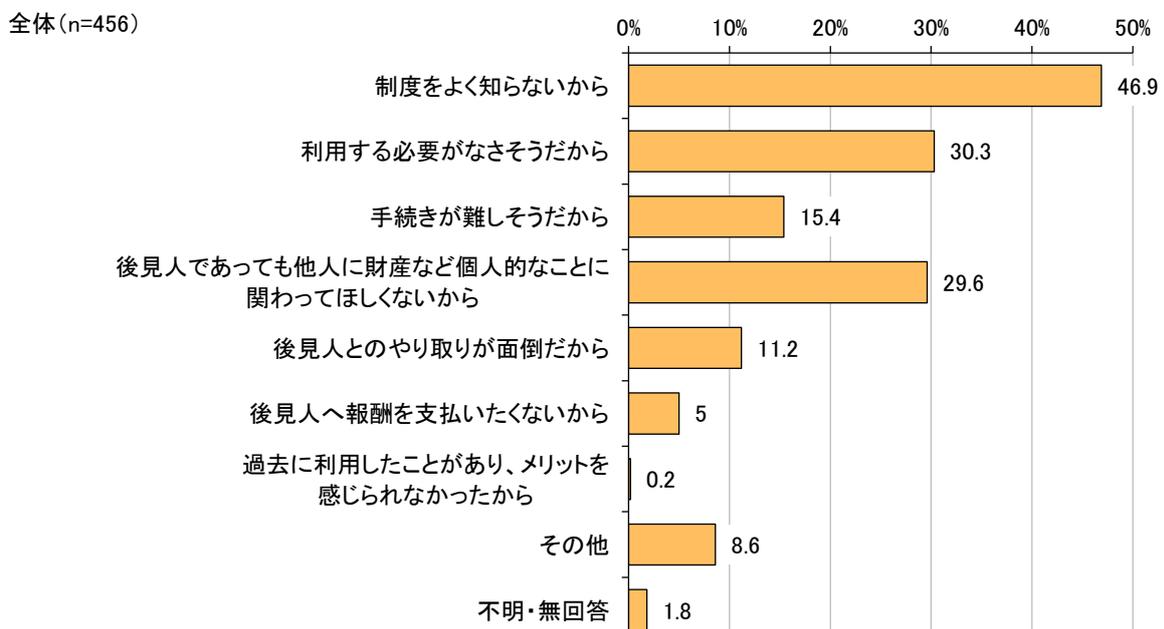
※単純回答

【成年後見制度 利用意向】



※単純回答

【成年後見制度 利用するつもりはない・わからない回答理由】

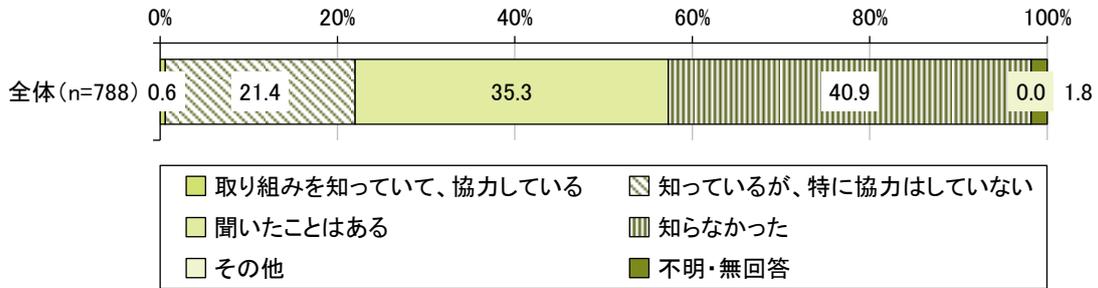


※複数回答

⑨ 再犯防止制度について

再犯防止制度について「知らなかった」が40.9%と最も多く、次いで「聞いたことはある」が35.3%となっています。両回答あわせて76.2%の住民が、知らないか知っているも名前だけ理解している状況です。

【再犯防止制度 認知度】

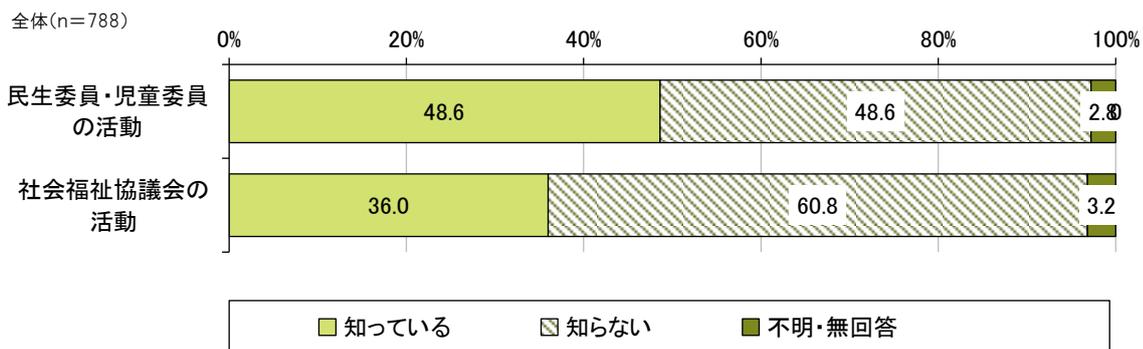


※単純回答

⑩ 地域福祉活動者について

民生委員・児童委員の活動について「知っている」と「知らない」の回答はどちらも48.6%と同数になっています。また、社会福祉協議会の活動は60.8%の住民が「知らない」と回答しており、認知度向上に課題があると言えます。

【地域福祉活動者の活動内容 認知度】



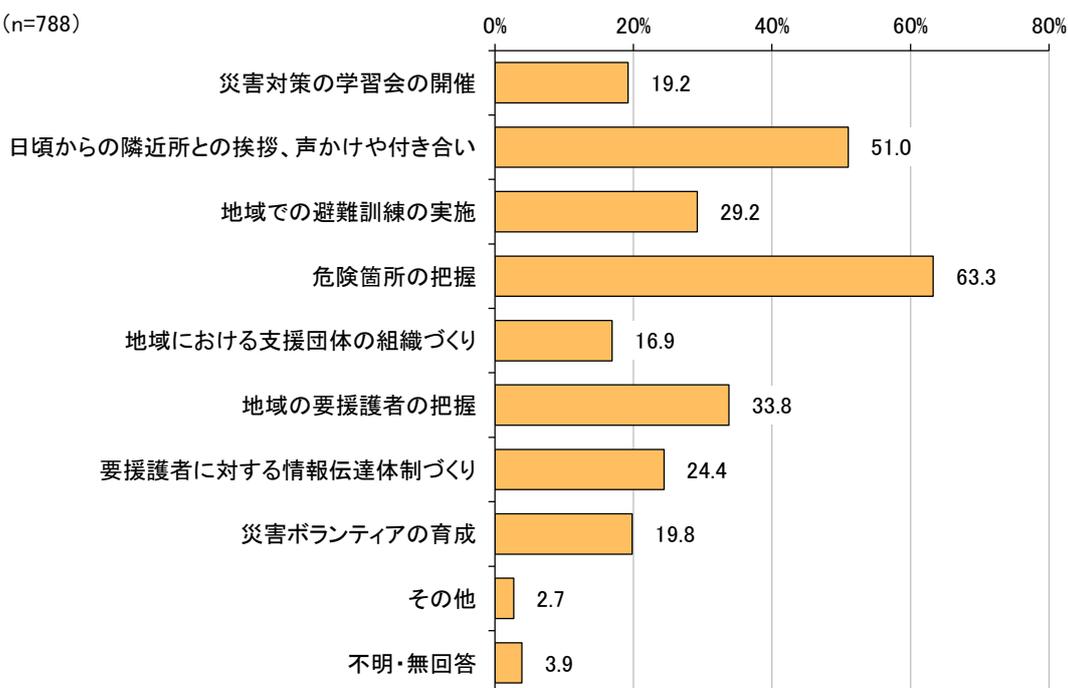
※単純回答

⑪ 災害対策について

災害時の備えとして重要なことは「危険箇所の把握」が63.3%と最も多く、次いで「日頃からの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」が51.0%、「地域の要援護者の把握」が33.8%となっており、「必要な情報を知ること」と「地域・近所のつながり」が重要と考えられています。

【災害対策】

全体(n=788)

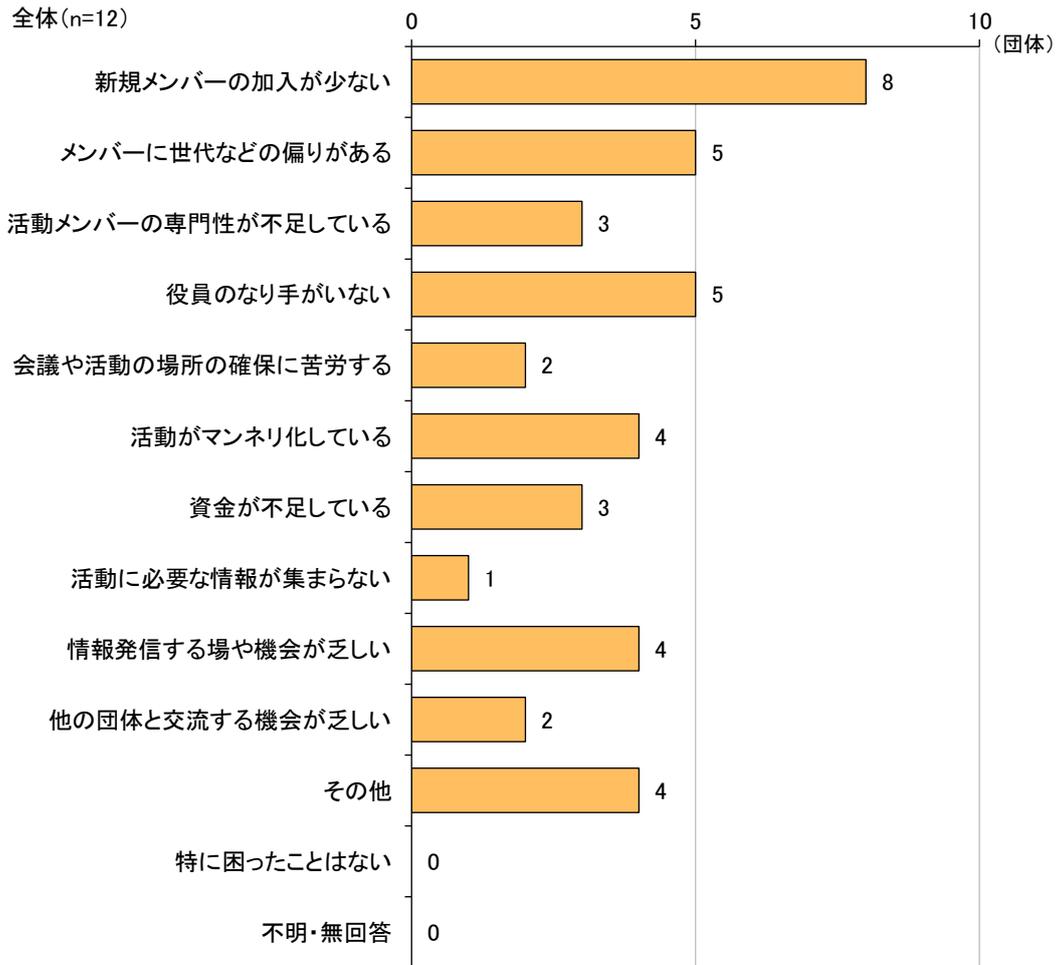


※複数回答

⑫ 地域福祉団体の課題

地域福祉団体の課題として、「新規メンバーの加入が少ない」と8団体が回答。次いで「メンバーに世代などの偏りがある」「役員の成り手がいない」が5団体。いずれも人材不足に関する課題が上位を占めています。広く住民に地域団体にも関心を持ってもらい、積極的な参加を促すような取り組みが必要と考えられます。

【団体活動上の課題】



※複数回答

⑬ 今後の砥部町の福祉のあり方について

福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び安心して利用するために必要なことについて、全体では「情報提供を充実させる」が41.1%と最も多く、次いで「相談できる窓口を増やす」が35.9%となっています。

地区別にみても、最も多い回答は、麻生地区では「相談できる窓口を増やす」、その他の地区では「情報提供を充実させる」と多少の順位の違いはありますが、いずれも情報提供や相談先の充実が求められていると言えます。

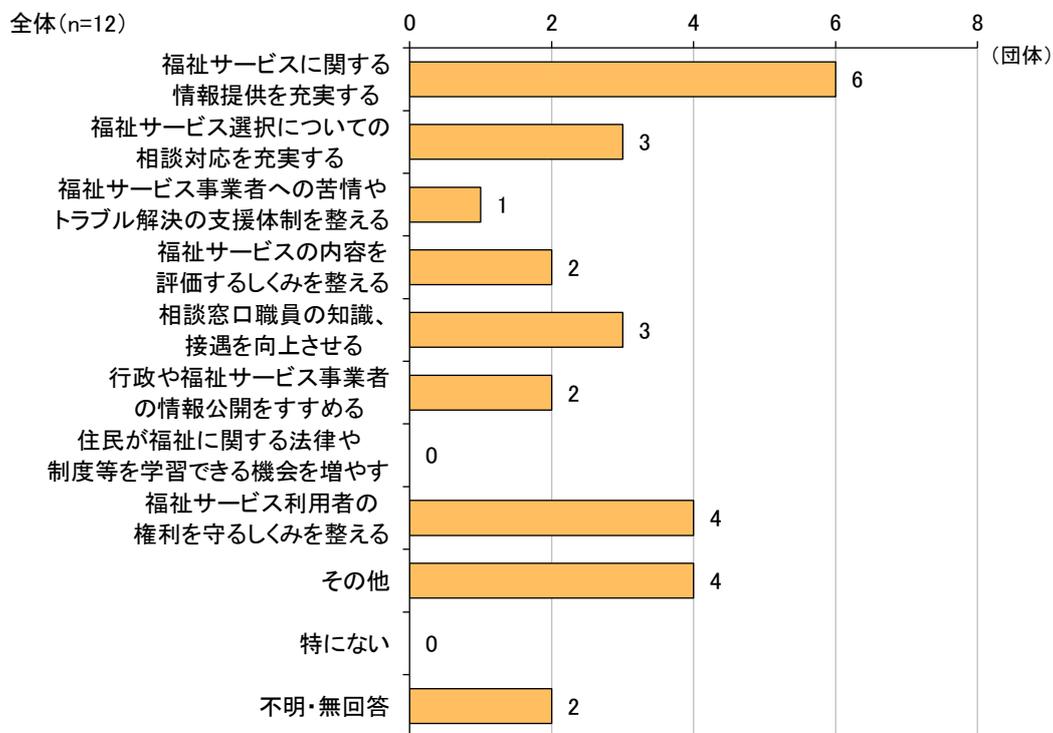
【今後の福祉のあり方】

単位：%		お互いに交流できる場所を充実する	災害時に助け合う仕組みをつくる	情報提供を充実させる	相談できる窓口を増やす	人権を守る制度を普及する	色々な種類の福祉サービスを 用意する	健康づくりの取り組みを充実する	公共施設のスロープ設置や段差を 解消する	ボランティア活動を充実させる	福祉の仕事にたずさわる人を育てる	福祉の関心が高まるように啓発する	福祉サービスを行う事業者を増やす	その他	わからない	不明・無回答
全体(n=788)		25.1	25.4	41.1	35.9	3.8	19.8	10.3	6.9	8.0	18.9	16.6	12.1	1.8	5.6	3.8
年代別	18～19歳(n=9)	22.2	22.2	22.2	33.3	11.1	22.2	0.0	33.3	0.0	22.2	22.2	11.1	0.0	11.1	0.0
	20～29歳(n=37)	21.6	10.8	43.2	45.9	5.4	18.9	8.1	10.8	5.4	24.3	24.3	13.5	2.7	2.7	0.0
	30～39歳(n=82)	28.0	29.3	41.5	32.9	6.1	18.3	11.0	12.2	2.4	18.3	20.7	12.2	2.4	8.5	0.0
	40～49歳(n=130)	22.3	23.8	44.6	43.1	3.1	17.7	10.0	6.2	6.9	23.8	20.0	14.6	3.1	5.4	0.0
	50～59歳(n=102)	24.5	23.5	47.1	45.1	0.0	15.7	6.9	7.8	7.8	24.5	12.7	17.6	1.0	4.9	1.0
	60～69歳(n=188)	22.3	28.2	41.0	32.4	5.3	25.5	6.9	5.3	8.5	17.0	19.1	11.2	1.1	5.3	3.7
	70歳以上(n=221)	31.2	28.1	39.8	32.6	3.6	20.4	16.3	5.0	11.8	15.8	12.7	9.5	1.8	5.4	2.3
地区別	麻生地区(n=285)	24.6	27.7	39.3	40.7	2.1	21.8	10.2	6.3	8.1	21.4	16.5	12.3	1.1	5.3	1.4
	宮内地区(n=218)	26.6	27.1	46.8	36.2	3.7	21.6	11.9	6.9	9.6	14.2	18.8	12.4	1.8	1.8	1.8
	砥部地区(n=244)	27.0	24.6	41.0	32.0	6.1	17.2	10.2	8.2	7.8	21.7	16.8	12.3	2.9	8.6	1.6
	広田地区(n=18)	16.7	5.6	50.0	38.9	0.0	27.8	0.0	0.0	0.0	16.7	11.1	11.1	0.0	11.1	5.6

※複数回答

また、団体アンケートにおいても、今後、町で必要な取り組みとして「福祉サービスに関する情報提供を充実する」と6団体が回答しています。

【今後、町で取り組む必要があるもの】



※複数回答

住民が福祉について理解を深めるために必要な機会については、全体では「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が51.8%と最も高く、年代別・地区別いずれも同様の順位となっています。

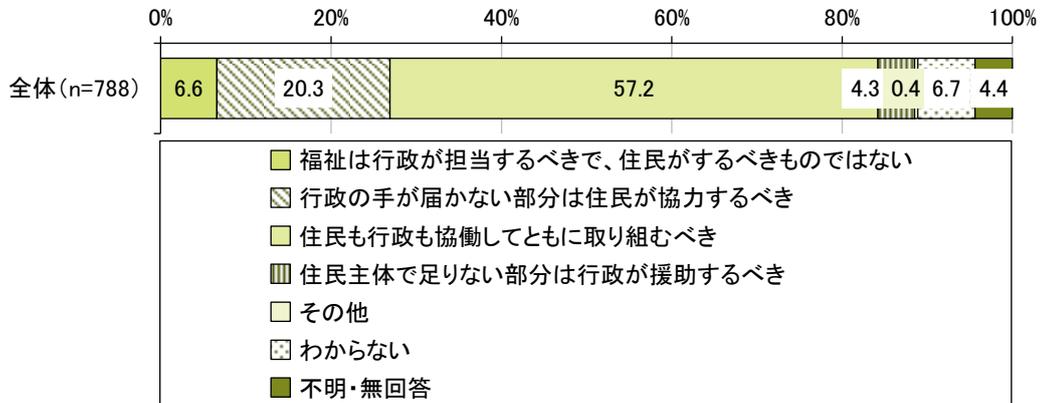
また、2位以下は「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が36.9%、「介護を必要とする人やその家族等の話を聞いたり、交流したりすること」が35.0%となっており、学習と交流の機会・場が求められていると言えます。

【福祉について理解を深めるための機会】

単位：%		福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと	住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること	虐待など、近年クローズアップされている福祉問題について学ぶこと	母子保健や子育ての方法などについて学ぶこと	疑似体験や介護を必要とする人のこと	介護体験や介護を必要とする人のこと	聞いたり、交流したりすること	介護を必要とする人やその家族等の話を	手話や点字、介護方法等の技術を習得すること	その他	特に必要なことはない	不明・無回答
全体 (n=788)		51.8	36.9	15.1	8.1	22.5	35.0	10.5	2.8	4.8	4.4		
年代別	18～19歳 (n=9)	33.3	0.0	33.3	33.3	33.3	33.3	11.1	11.1	0.0	0.0		
	20～29歳 (n=37)	48.6	18.9	16.2	16.2	27.0	24.3	18.9	2.7	5.4	0.0		
	30～39歳 (n=82)	51.2	28.0	28.0	24.4	22.0	30.5	14.6	3.7	1.2	1.2		
	40～49歳 (n=130)	53.1	40.0	19.2	13.8	20.8	31.5	10.8	6.9	6.2	0.0		
	50～59歳 (n=102)	51.0	39.2	14.7	5.9	20.6	30.4	18.6	2.9	5.9	1.0		
	60～69歳 (n=188)	54.3	42.6	13.3	4.3	21.8	34.0	9.6	1.6	4.8	2.7		
	70歳以上 (n=221)	54.8	40.3	10.0	1.4	25.8	46.6	5.4	0.5	5.4	5.0		
地区別	麻生地区 (n=285)	54.4	37.9	14.7	9.1	27.7	33.3	12.3	1.8	4.6	1.8		
	宮内地区 (n=218)	50.9	40.4	15.6	7.3	21.1	39.4	10.6	1.8	6.0	2.8		
	砥部地区 (n=244)	53.3	34.4	17.6	8.6	19.7	36.5	10.2	4.5	4.5	2.0		
	広田地区 (n=18)	55.6	50.0	0.0	5.6	16.7	33.3	0.0	0.0	5.6	5.6		

※複数回答

福祉を充実させていく上での行政と地域住民の関係については、「住民も行政も協働してともに取り組むべき」が57.2%と最も多く、次いで「行政の手が届かない部分は住民が協力するべき」が20.3%となっています。行政と住民の連携、あるいは住民同士の地域における連携が重要と言えます。



※単純回答

⑭ 団体ヒアリングでの意見について

町内で活動している12団体への対面でヒアリングを行った際の主な意見をまとめました。

地域活動について

- ・会員不足や人手不足、マンパワー不足の現状
- ・民生委員や保護司は地域に必要な存在であるが、なり手がいないため確保に向けた働きかけの強化(活動内容の周知など)が必要
- ・夜間でも利用できるようなスペース(活動場所)がほしい

相談やつながりについて

- ・「あそこに行ったら子どもも見てくれるし、相談も聞いてくれるよ」ということを周知する機会の確保
- ・電話が苦手な方の問い合わせツール(Facebook や Instagram などの DM)を増やす
- ・働いている人ほど地域とつながる時間が確保できていない、転入者などにつながるための情報提供が必要
- ・コロナ前には、ホッとカフェ(認知症カフェ)、スマイル喫茶(200円でモーニングの提供)などのつながりの場を開いていたが構成員の高齢化もあって馬力がなくなっている
- ※ホッとカフェについては、現在第4木曜日に100円で再開(変動あり)

子どもについて

- ・巡回する中で、現在非行少年少女はほとんどいないが、不登校の方が問題
- ・精神障がいなどが増えており、不登校の背景には学校の環境が合わない、HSC(ハイリー・センシティブ・チルドレン)でしんどいなどがある
- ・グレーゾーンと呼ばれる「障がい児のレッテルを張られるのも嫌だが、支援は必要な子」をもつ親への情報提供やケアが必要
- ・小中高生の居場所づくりが必要(こども食堂の常時開催など)
- ・学校での福祉教育で、地域と学校をつなげたい。地域に愛着を持ってもらいたい(ゲストティーチャーとして地域住民を招き、愛着を育むなど)
- ・ヤングケアラーについて実態がわからない(学校との情報共有)

その他

- ・障がい者の受け皿が少ない、放課後等デイサービスの事業所の誘致
- ・「子どもの夜泣きがしんどくて夜中でも対応してくれる」「障がい児の世話に疲れたしんどい親が子どもから少し離れて落ち着くための場所」となる臨時的な居住スペース(シェルター)があればと思う
- ・「ボッチャ」が老人クラブのニュースポーツとして人気
- ・役場職員の地域に対する意識を上げ、要望や提案に耳を傾けてほしいと思う

4 課題のまとめ

(1) 住民と行政と福祉関係機関等の連携による地域福祉の促進

地域福祉の主体は住民であり、幸せな生活を地域全体で推進していくためには住民自ら地域福祉に関与し、自分ごととして積極的に地域福祉への理解や参画を促すことが重要です。

アンケートの結果

住民 福祉を充実させていく上で、行政と地域住民の関係について「住民も行政も協働してともに取り組むべき」と考えている人が6割弱と過半数を超えている

住民 ボランティア活動の参加状況及び意向について「まったく参加したことはないが、今後は参加したい」約 24%

中2 ボランティアをやってみたい生徒は6割以上

団体 サービス提供や地域活動における「人材不足」の深刻化



【地域福祉推進の視点】

- 住民が地域福祉に主体的かつ積極的に参加できるような仕組みづくり
- 個人のボランティア活動の参加促進とボランティア団体や福祉団体活動の推進
- 地域福祉を担う人材の育成

(2) 学びや交流の場づくり

多様な人々がお互いに尊重されながら暮らせる地域となるためには、隣近所や地域の人々による、普段からの声かけや交流により、助け合いや支え合いの意識を育てていくことが重要です。

アンケートの結果

住民 近所付き合いの程度は「親しくしている、挨拶や立ち話などを行う」人が9割

住民 災害対策で求められることとして、危険箇所の把握に次いで多かったのは「日頃からの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」で半数以上

住民 住民が福祉について理解を深めるために必要な機会について「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が半数以上、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」、「介護を必要とする人やその家族等の話を聞いたり、交流したりすること」が3.5割以上

【地域福祉推進の視点】

- 福祉教育や福祉に関する学習機会の提供
- 交流機会・場の確保による相互支援の意識醸成の促進と近所付き合い・見守りの体制の強化

(3) サービス提供や支援体制の強化

地域福祉を推進していく上で、適切なサービス提供や支援体制の強化は不可欠です。これまでも「広報とべ」を中心に様々な媒体で情報発信は行っているものの、より一層必要な情報・サービスが届く状態を目指していくことが重要です。

また、町内における生活面や経済面で課題を抱えている方への支援として、生活困窮者支援にも取り組む必要があります。

アンケートの結果

- 住民 地域における支え合いを促進する上で「福祉活動に関する情報を得やすくする」ことが最も重要
- 住民 自分に最適な福祉サービスを選び安心して利用するためには「情報提供を充実させる」ことが必要であると4割以上が回答
- 住民 今後の本町の福祉のあり方について、「身近なところでの相談窓口の充実」が重要であると3割以上が回答
- 住民 生活困窮者への支援について「必要な支援だと思う」と8割以上が回答
- 住民 成年後見制度や再犯防止制度などの名称認知度は一定割合あるものの、具体的な理解や利用方法などは十分行き渡っていない
- 団体 今後町で取り組む必要があるものは「福祉サービスに関する情報提供を充実する」が最多

【地域福祉推進の視点】

- ⇒より効果的な情報提供の検討
- ⇒サービスや制度等を活かした適切な支援につなぐためのさらなる相談窓口の充実
- ⇒ひきこもりや生活困窮者への支援の充実

(4) 防災に関する取組の推進

アンケート結果や住民懇談会などの中で、防災に対して関心の高い住民が多いことがわかりました。また、令和8年度までに個別避難計画を作成する予定であり、来たる災害時に向けた防災に関する取組を推進することが重要です。

アンケートの結果

- 住民 福祉サービスを安心して利用するために取り組む必要があることとして、情報提供や相談窓口の充実に次いで「災害時に助け合う仕組みをつくる」が2割以上
- 住民 災害対策で求められることとして、「危険箇所の把握」や「日頃からの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」で半数以上

【地域福祉推進の視点】

- ⇒互助・共助及び公助による防災体制の強化

第3章 計画の基本的方向性



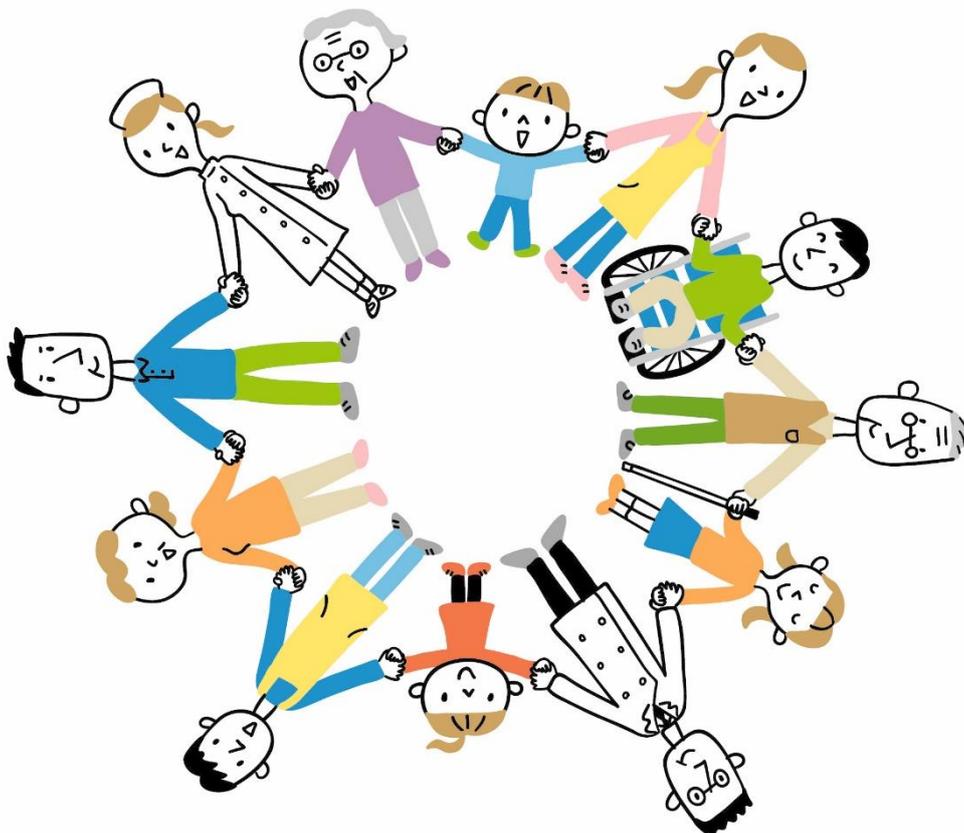
1 将来フレーム

地域で暮らす誰もが地域の一員として自分らしく暮らしていくためには、高齢者、障がい者、子ども、外国人など、「人」と「人」がお互いに支え合う意識を持ち、つながりをひろげていくことが大切です。

また、地域福祉を推進するにあたっては、住民同士のつながりだけでなく、役場内でのつながり・連携や、関係機関同士でのつながりを深めていくことも重要です。

本計画では、地域のとつながりの希薄化が進んでいる現状、何かあったときには行政だけでなく住民同士、砥部町全体でのつながりや支え合いをひろげ、誰もが自分らしく暮らせる砥部町の実現に向けて、以下の将来フレームを掲げます。

「支えあい つながりひろがるまち 砥部町」



地域福祉推進のために本計画で取り組むべき
SDGs(持続可能な開発目標)の視点

本町では、SDGs の理念を住民みんなで共有し、持続可能な環境・経済・社会を創造するための先駆的な取り組みを進めることとしています。

本計画においても関連が深い下記の目標について地域福祉を推進する視点として取り入れ、取り組みを進めます。

	<p>目標1〈貧困〉 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる</p>		<p>目標2〈飢餓〉 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
	<p>目標3〈保健〉 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>		<p>目標4〈教育〉 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
	<p>目標5〈ジェンダー〉 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>		<p>目標6〈水・衛生〉 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
	<p>目標7〈エネルギー〉 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>		<p>目標8〈経済成長と雇用〉 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>
	<p>目標9〈インフラ、産業化、イノベーション〉 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>		<p>目標10〈不平等〉 国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
	<p>目標11〈持続可能な都市〉 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>		<p>目標12〈持続可能な消費と生産〉 持続可能な消費生産形態を確保する</p>
	<p>目標13〈気候変動〉 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>		<p>目標14〈海洋資源〉 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
	<p>目標15〈陸上資源〉 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>		<p>目標16〈平和〉 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
	<p>目標17〈実施手段〉 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

2 基本目標

将来フレームの「支えあい つながりひろがるまち 砥部町」を実現するため、本計画では以下の3つの基本目標を定めます。またその中で、本計画において重点的に取り組む施策も設定します。

1 つながりづくり

地域社会の主役は住民であり、住民が主体的に地域福祉活動を行うことが重要です。地域福祉は、すべての住民が福祉の「担い手」であり「受け手」でもあるため、みんながみんなのために地域を支える「お互いさま」のつながりづくりを進めます。

施策

福祉について学ぶ・知る機会の充実
地域力の向上
地域福祉ネットワークの構築

重点

2 支援環境づくり

日々の暮らしを営む中で、だれもが様々な課題や困りごとを抱えて生活しています。近年その課題や困りごとは、複雑化・多様化しており、だれもが必要なときに、適切な福祉サービスを受けられる支援環境づくりを進めます。

施策

福祉サービスの提供体制の強化
ひきこもりや生活困窮者等への支援
生涯を通じた健康づくり
バリアフリー等の推進

重点

3 安心・安全づくり

地域に住む誰もが安心・安全に日常生活を送るためには、生活環境の整備が重要です。年齢や障がいの有無などに関係なく、安心して気軽に外出し社会参加できるよう、互助・共助による災害等の支援強化や自助の防災意識の向上に加え、事故や犯罪の起こりにくい環境整備、権利擁護、再犯防止等の安心・安全づくりを進めます。

施策

防災・防犯体制の強化
権利擁護の推進
再犯防止の支援【再犯防止推進計画】

重点

3 取り組みの体系

基本目標	施策展開	町の取り組み
つながりづくり	① 福祉について学ぶ・知る機会の充実 《重点施策》	福祉に関する教育体制の充実・強化
		福祉を知り・対話する機会の創出
	② 地域力の向上	地域福祉を担う人材・団体の育成強化
		地域活動への参加促進・団体活動の支援強化
	③ 地域福祉ネットワークの構築	関係機関との連携による支援体制の強化
		地域福祉ネットワークの拠点整備
支援環境づくり	① 福祉サービスの提供体制の強化	包括的な支援体制の構築と推進
		多様な課題に対する相談窓口の設置と情報発信の強化
	② ひきこもりや生活困窮者等への支援 《重点施策》	相談窓口の充実と利用促進
		支援実施体制の強化と充実
		暮らしにかかる支援制度の充実
	③ 生涯を通じた健康づくり	参加型健康イベントの強化
		こころの健康、生きがいにつながる支援
	④ バリアフリー等の推進	誰もが移動し集えるまちの環境整備
安心・安全づくり	① 防災・防犯体制の強化 《重点施策》	防災体制の強化
		防犯体制の強化
		消費者トラブルの解消
	② 権利擁護の推進	権利を守る制度・支援の充実
		虐待防止の取り組み強化
	③ 再犯防止の支援 【再犯防止推進計画】	地域一体となった再犯の防止

第4章 施策の展開



基本目標

1 つながりづくり



① 福祉について学ぶ・知る機会の充実

重点

現状と課題

地域福祉とは、それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私
の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むこと
です。地域の誰もが福祉の担い手として地域福祉課題に関心を持ち、行動に移す
ためには、まずは福祉に関心を持ち、理解をすることが必要です。

本町における住民アンケートの結果からも、福祉について理解を深めるために必要な機会
について半数以上の人々が「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」、3.5
割以上の人々が「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」、「介護を必
要とする人やその家族等の話を聞いたり、交流したりすること」と回答していることから、
学び・知る機会が求められています。

福祉課題や社会問題が複雑化している中、一層の福祉について学ぶ・知る機会を充実させ
ていくことが必要です。

住民や地域の取組

- 座談会などを通じて、多くの人と交流し、様々な立場の人の声に耳を傾けるようにしましょう。
- 生涯学習を行う中で、福祉についても積極的に学びましょう。
- 地域の行事やボランティア活動に積極的に参加しましょう。

町の取組

—福祉に関する教育体制の充実・強化—

- 福祉活動に対する子どもたちの自発的な福祉意識の向上を図り、これからの地域福祉の担い手を育成するとともに、地域行事や地域活動への積極的な参加を促進することで、本町への愛着心の育成を重点的に行います。
- 町内各区・地域が自主的に地域課題や生活課題をテーマに学習や行事を行うことができるよう、講師等の派遣や物品の貸出等を行い、地域住民による生涯学習のまちづくりを推進します。

主な事業・取組

地域の人たちや学校等との連携による福祉教育の推進／キラまち事業 等

関係部署

介護福祉課 学校教育課 社会教育課 社会福祉協議会

—福祉を知り・対話する機会の創出—

- 定期的な住民座談会の開催や子育てに関する情報交換・交流、仲間づくりの機会の創出など、住民の地域福祉に対する意識の醸成を図り、様々な地域課題解決に向け住民主体の活動の機会を創出します。
- 子どもから高齢者までが地域で取り組む清掃美化活動を実施し、地域コミュニティの形成、高齢者の活躍の場を創出します。
- 多様性を尊重し、バリアを感じている人の身になって考え、行動を起こす「こころのバリアフリー」について、考える機会を創出します。

主な事業・取組

地域の療育・相談支援体制の充実／地域福祉活動計画事業・生活支援体制整備事業
発達でこぼこ支援事業／町内一斉清掃 等

関係部署

介護福祉課 子育て支援課 生活環境課 社会福祉協議会

② 地域力の向上

現状と課題

人は暮らしていく中で、様々な生活上の問題や悩みが生じることがあります。そうした問題や悩みは、誰にでも起こりえるものであると受け止め、互いに相手を思いやり、助け合うことが大切です。

地域福祉の担い手は住民であり、住民が相互に支援し合う地域ほど、そこに住む人たちは幸せを感じ、愛着が生まれ、地域がより活気づき、地域の力が向上していきます。

アンケート結果における地域活動への参加状況は、自治会加入率は6割を超えるものの、ボランティア参加経験者は4割に留まっています。また今後、地域における支え合いや助け合いを活発にするために重要と思うこととして、3割以上の方が「困っている人と支援できる人をつなぐ人材を育成する」と回答している一方、そうしたつなぐ役割を果たす地域の福祉団体では「人材不足」が課題としてあがっています。

地域における支援者そのものを育成するとともに、人と人をつなぐ役割を果たす自治会や地域福祉団体への参加を一層促し、地域力を向上させることが必要です。

住民や地域の取組

- 自治会やボランティア活動には積極的に参加しましょう。
- 一人ひとりが地域福祉の主役という意識を持ちましょう。
- 地域交流イベントに参加しましょう。



福祉教育

町の取組

—地域福祉を担う人材・団体の育成強化—

- 認知症サポーターやゲートキーパー、アクティブシニアボランティア等の養成、子育て家庭のニーズに応じて柔軟な対応ができる住民同士の相互支援、シルバー人材センター事業の登録者数及び就労機会の増加に向けた助言・助成等に取り組み、地域福祉を担う人材の確保・育成を行います。
- 老人クラブなどの地域団体の活動維持に向けた支援を行います。
- 団体が行う廃品回収事業に対して補助金を交付し、ごみの減量化及び再資源化意識の向上につなげるとともに、廃品回収事業を通じた地域コミュニティの形成や団体の育成につなげます。

主な事業・取組

認知症サポーター養成講座／アクティブシニアボランティア養成講座
自殺対策事業(ゲートキーパー養成講座等)／とべファミリー・サポート・センター事業
生活支援体制整備事業／高齢者団体支援事業／ごみ減量化及び資源化推進事業 等

関係部署

介護福祉課 生活環境課 保険健康課 子育て支援課 社会福祉協議会

—地域活動への参加促進・団体活動の支援強化—

- 自治活動や民生委員・児童委員の活動などに対する支援を行います。
- ボランティア活動を支援、推進するため、ボランティアセンターの強化を図ります。
- 手話通訳や要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者や要約筆記者等の派遣のサービスを行い、誰もが地域活動へ参加できるよう支援を行います。
- 地域の福祉事業に活用することを目的に、赤い羽根共同募金活動等を実施します。

主な事業・取組

自治活動推進事業／民生児童委員協議会運営事業／ボランティアセンター強化事業
手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣／まごころ銀行の運営／遺族会活動費補助金
赤い羽根共同募金運動の実施(地域をよくする活動) 等

関係部署

介護福祉課 企画政策課 社会福祉協議会

③ 地域福祉ネットワークの構築

現状と課題

複雑化・多様化する福祉課題に対し、個々の行政サービスですべてを解決していくことは困難です。福祉だけでなく様々な分野横断の取組を庁内外で進め、多様な人々・組織と協力し合うネットワークを構築することで、地域福祉課題の解決につながり、住み良い地域に向かっていくことができます。

そこで、高齢者や障がい者、あるいは子育て世帯など、課題やテーマごとに幅広いネットワークを構築・整備し、団体や事業者、専門職・専門機関と連携しながら、地域一体となって福祉課題と向き合う体制・制度を強化することが重要です。

本町のアンケートにおいても、福祉を充実させていく上で行政と地域住民の関係については、「住民も行政も協働してともに取り組むべき」が5割を超える回答となっており、また「行政の手が届かない部分は住民が協力するべき」が2割以上の回答となっています。行政と住民の連携及び関連機関連携あるいは住民同士の地域における連携が重要と考えられています。

高齢者、障がい者に加え、様々な困難を抱える人が支援を受けることができ、地域で孤立することなく生活ができる、誰一人取り残さない地域を目指すために、行政、住民、関係団体と地域全体で連携して支援を行う地域福祉ネットワークの構築が必要です。

住民や地域の取組

- 地域ネットワークの拠点を知り、困ったときは活用していきましょう。
- 地域の困りごとを見つけたら、専門機関や相談窓口へつなげましょう。
- 行政や関係機関と連携し、相談支援体制やネットワークづくりに協力しましょう。

町の取組

—関係機関との連携による支援体制の強化—

- 社会福祉協議会の地域福祉推進にかかる活動と運営基盤の安定を図ることを目的に支援し、町の福祉施策の強化を目指します。
- 保育・教育機関と連携し、子どもを取り巻く環境を早期に把握するとともに、社会的・経済的困難を抱える家庭への速やかな支援を行います。
- 民生委員・児童委員を地域福祉の中心的担い手として、地域住民からの相談への対応や福祉サービスの情報提供、見守り活動などを実施します。
- 地域団体や民間事業者等と連携することにより、問題を抱える高齢者等や何らかの支援を必要としている高齢者等を早期に発見し、支援を行うなど、地域社会全体で見守る体制を確保し、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。

主な事業・取組

障がい者計画の推進／社会福祉協議会支援事業／身体的・社会的課題等を抱える家庭への支援事業
障がい者に対する就労支援の強化・福祉機関と労働機関の連携／認知症高齢者等見守り事業
見守りネットワーク事業／在宅高齢者安心生活支援事業／高齢者ふれあい訪問事業
障がい者支援施設等の授産品等の優先的調達／民生児童委員協議会運営事業 等

関係部署

介護福祉課 子育て支援課 社会福祉協議会



住民座談会

—地域福祉ネットワークの拠点整備—

- 地域の発展と住民の生活福祉の向上を図るため、とべファミリー・サポート・センターの運営や地域コミュニティづくりの拠点である集会所整備、広場整備等に対し支援を行います。
- 地域福祉活動計画、住民座談会により、住民同士が様々な企画をし「だれもが幸せあふれる地域」をつくることのできるよう支援を行います。
- 小地域で住民同士がふれあいや介護予防、閉じこもり防止など生きがいを作ることができる地域の拠点を展開します。

主な事業・取組

地域コミュニティ施設整備事業／とべファミリー・サポート・センターの運営／地域福祉活動計画事業
ふれあいいきいきサロン 等

関係部署

企画政策課 子育て支援課 社会福祉協議会



2 支援環境づくり



① 福祉サービスの提供体制の強化

現状と課題

高齢者や障がい者、生活困窮者、ひとり親世帯など、地域では様々な支援を必要としている人がいます。こうした支援が必要な人の状況に応じたサービスや制度の整備を進め、自立に向けてその人に合った制度やサービスを選択できるよう、各種情報提供や相談支援体制を充実させることが重要です。

本町におけるアンケートの結果、今後、地域における支え合いや助け合いを活発にするために重要と思うこととして「地域における福祉活動に関する情報を得やすくする」が3割以上の回答結果であり、かつ、福祉サービス利用者が、自分に最適な福祉サービスを選び安心して利用するために必要なことについて、「情報提供を充実させる」が4割以上、「相談できる窓口を増やす」が3割以上と回答上位を占めています。

支援が必要な人へ必要な情報が提供できるよう、様々な相談窓口の設置と周知を進めることで、複雑化・多様化する福祉ニーズや生活課題に適切に対応できる福祉サービスの提供体制の強化が必要です。

住民や地域の取組

- 各機関の広報誌やホームページなどを通じて、福祉サービスについて情報収集しましょう。
- ひとりで悩まず、家族や友人などの身近な人や相談窓口にご相談してみましょう。
- 家族や身近な人が悩んでいたら、相談窓口につないでいきましょう。

町の取組

—包括的な支援体制の構築と推進—

- 高齢者だけでなく、障がい者やその他の支援を必要とする人が、住み慣れた地域で安心して生活を送り続けられるよう、保健・医療・福祉等のサービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進します。
- 地域活動支援センターは、障がい者等から福祉サービスの利用や就労につなげるための中間施設として、今後も支援を継続するとともに、事業の周知を図ります。
- 在宅の独居高齢者等に日中の見守りを兼ねた配食サービスを実施し、できる限り介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした生活を送れるように取り組みます。
- 子育て世代包括支援センターを中心に、療育・保育・教育の連携を図り、支援体制のチーム化と強化を図ります。
- 民生委員・児童委員や各種相談窓口などで受けた相談については、複数の機関や部局で関係職員が連携をとり、適切な対応を図ります。

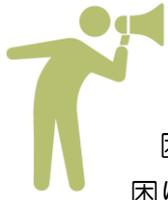
主な事業・取組

在宅医療・介護連携推進事業／地域支援事業(介護保険)／認知症総合支援事業
地域活動支援センターの運営／いきいき見守り配食サービス事業
地域の療育・相談支援体制の充実 等

関係部署

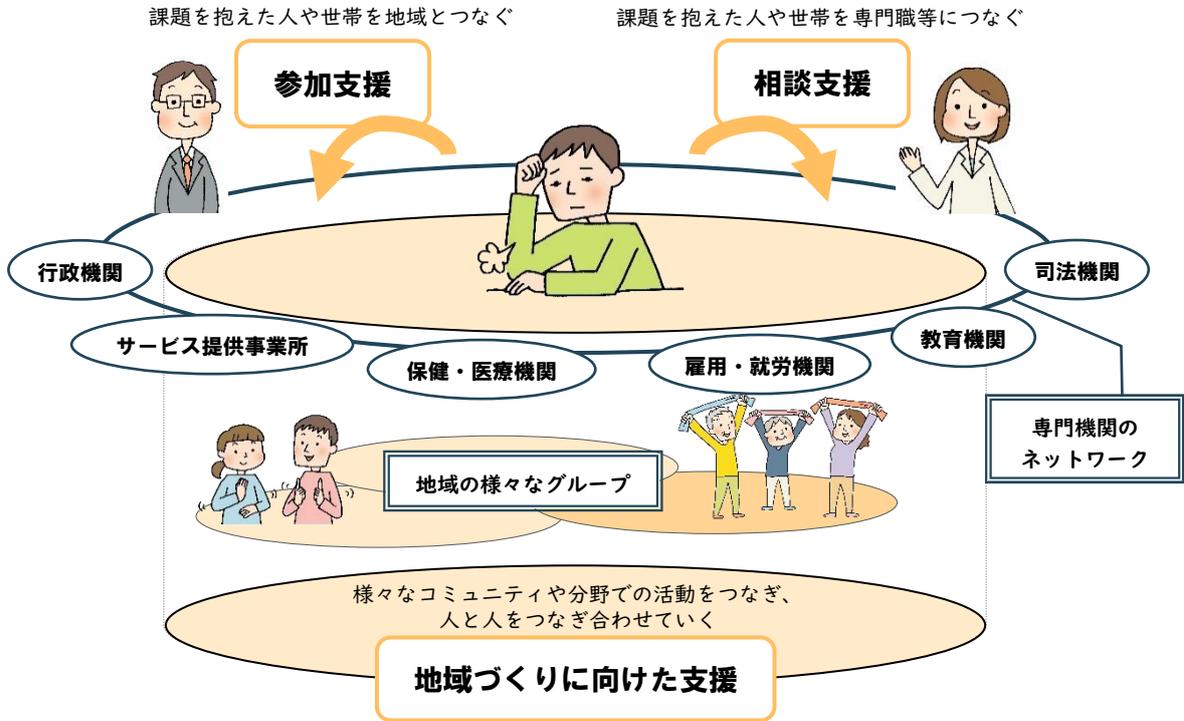
介護福祉課 子育て支援課 総務課 社会福祉協議会





包括的な支援体制の構築に向けた考え方

困りごとに対し、住民、関係団体、地域の専門機関、行政などが一体となり、困りごとを解決するための連携強化や支援を進めます。



■包括的な支援体制の構築に向けた3つの支援

<p>断らない 相談支援</p>	<p>高齢者・障がい者・子育て世帯・生活困窮者等の各分野における相談窓口が連携・協働しながら支援を行っていきます。</p> <p>また、複数の分野にまたがる課題を抱える個人や世帯に対しては、各支援関係機関における役割等の調整を行い、どんな相談も受ける総合相談体制の構築と個別ケースに対応するための体制整備を進めていきます。</p>
<p>参加支援</p>	<p>既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人に対し、地域の社会資源等を活用して社会とのつながりづくりに向けた個別での支援を行います。</p> <p>また、地域の社会資源とのコーディネートやマッチングを行うほか、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓により、多様な支援を実現していきます。</p>
<p>地域づくりに 向けた支援</p>	<p>各事業の対象者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として、地域における交流の場や居場所の確保を進めていきます。</p> <p>また、地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と社会資源」をつなぎ、居場所がある、生きがいがある、役割がある、楽しみがある地域を目指して、働きかけを行います。</p>

—多様な課題に対する相談窓口の設置と情報発信の強化—

- 専門性の高い相談支援機能を充実するため、相談支援事業や地域支援事業等を継続し、サービスを必要とする人の利用につなげ、高齢者や障がい者等がより地域で暮らしやすくなるよう支援します。
- 地域において切れ目のない医療が提供されるよう、医療相談支援の充実を図ります。特に、難病患者及びその家族の療養上、生活上の悩み、不安等の解消を図るため、県、医療機関と連携し、難病に関する専門的な相談支援体制の充実に努めます。
- 心配ごと相談事業やこころの健康相談、学校生活での悩み事相談など、住民が日頃抱えている不安や心配ごとについて幅広い相談支援を行います。
- 福祉サービス利用者と事業者の間で生じた苦情について、利用者の権利を擁護しサービスを適切に利用できるよう、公正・中立な第三者機関として苦情解決援助を行う愛媛県社会福祉協議会の周知を図ります。
- 広報紙、町公式ホームページ・LINE 等を活用し、幅広い情報発信に努めます。また、掲載する内容は誰もがわかりやすく、ウェブアクセシビリティに配慮し、利用しやすい情報となるよう努めます。

主な事業・取組

総合的な相談体制の整備／地域支援事業(介護保険)
計画相談支援事業の推進によるマネジメント体制の充実／相談支援事業／
救急医療体制確保のための支援／こころの健康相談
保健師による相談、訪問指導／いじめ・不登校・学校生活の悩み事相談
子育てに関する総合相談体制／苦情に対する適切な対応／消費者行政相談事業
心配ごと相談事業／広報紙、町公式ホームページ等による情報提供 等

関係部署

介護福祉課 保険健康課 学校教育課 社会教育課 子育て支援課 商工観光課 企画政策課
社会福祉協議会

② ひきこもりや生活困窮者等への支援

重点

現状と課題

生活困窮者自立支援法の制定を受け、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立など、本人の状態に応じた自立を支援することが求められています。

本町のアンケートにおいても、生活困窮者への支援が必要であると8割以上の住民が回答しており、高齢者や障がい者、生活困窮者、あるいは地域において支援を必要としている人を含め、だれもが安心して地域で暮らせるよう、きめ細かなサービスの提供や充実とともに、地域での助け合い、支え合いが必要です。

また近年増加傾向にある、ひきこもり状態の長期化を防ぐため、地域にある支援機関や対応する制度・サービスを普段から地域住民等に広く周知を行い、生活面や経済面で課題を抱える人や生活困窮者等へのさらなる支援が必要です。

住民や地域の取組

- 受けられるサービスや制度について、相談窓口と連絡を取り合しましょう。
- 自立・就労に向けた様々な支援サービスが受けられることを知り、関連施設を利用しましょう。
- 周りで困っている人へ相談窓口や制度、サービス利用を進めましょう。



フードドライブ

町の取組

—相談窓口の充実と利用促進—

- ひきこもり相談窓口やこころの健康相談事業の周知を図るとともに、保健師が相談や訪問を行い、本人や家族の状態に合わせて地域活動支援センターの利用や就労等につなげます。
- 生活困窮に陥っている方に対して、相談等を行い、社会参加や一般就労又は他制度の利用等につなげる支援を行います。
- 関係機関が連携し、生活困窮者の把握や、自立支援を図るために必要な情報の交換、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行います。
- 子育て世代包括支援センター、保健センター、相談支援事業所等が連携し、身近な地域で多面的に相談を行えるよう、ネットワーク体制の構築に努めます。

主な事業・取組

こころの健康相談事業／「こころの相談窓口一覧」の配布
低所得者や高齢者、障がい者の経済的支援／砥部町就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム
生活困窮者自立支援事業／自立支援協議会等の開催 等

関係部署

介護福祉課 保険健康課 子育て支援課 社会福祉協議会



—支援実施体制の強化と充実—

- 制度の狭間に陥り支援の届かない生活困窮者を早期に発見し、必要な支援につなげることのできる仕組みづくりを、関係機関・地域住民等と協働して進めていきます。
- 住民が生活困窮者についての制度や仕組み等を知る機会を提供し、住民同士が気付き合い、相談しやすい地域づくりに努めます。

主な事業・取組

生活困窮者自立相談支援事業 等

関係部署

介護福祉課 社会福祉協議会

—暮らしにかかる支援制度の充実—

- 就労に困難を抱える生活困窮者等に対して、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援などを行います。また、就労に向けた準備が必要な生活困窮者に、生活リズムの習慣作り、軽作業体験、コミュニケーション能力向上のための講座等を提供します。
- 家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出すための相談支援を行います。
- 生活困窮世帯に対して、子どもの学習支援を行います。
- 生活困窮者等を対象に、フードパントリーを開催します。
- 経済的に困窮し住居を喪失、又は喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

主な事業・取組

生活困窮者自立相談支援事業(就労準備支援・家計改善支援事業・若者学習サポート事業・フードドライブ・住居確保給付金)／町営住宅管理事業 等

関係部署

介護福祉課 建設課 社会福祉協議会

③ 生涯を通じた健康づくり

現状と課題

たとえ長生きであっても、寝たきりや介護が必要な状況になると、生活の質は大きく低下してしまいます。健康長寿の取り組みにおいては、単に平均寿命を伸ばすだけでなく、健康寿命の延伸が超高齢化社会における重要課題です。

本町においても高齢化率は継続して上昇傾向にあり、要介護認定者も大幅ではないものの増加傾向にあります。

健康寿命の延伸は、行政だけの取り組みでは解決せず、住民一人ひとりが健康意識を持ち、進んで努力をしていくことが必要であり、誰もが豊かな生活を送り続けるためにも、生涯を通じた健康づくりが必要です。

住民や地域の取組

- 定期的に健康診断を受診して、常に健康状態を把握するように心がけましょう。
- 適度な運動は健康につながります。まずは歩くことから取り組みましょう。
- 食事は偏らず、必要な栄養素を必要なだけ摂取できるようにしましょう。



町の取組

—参加型健康イベントの強化—

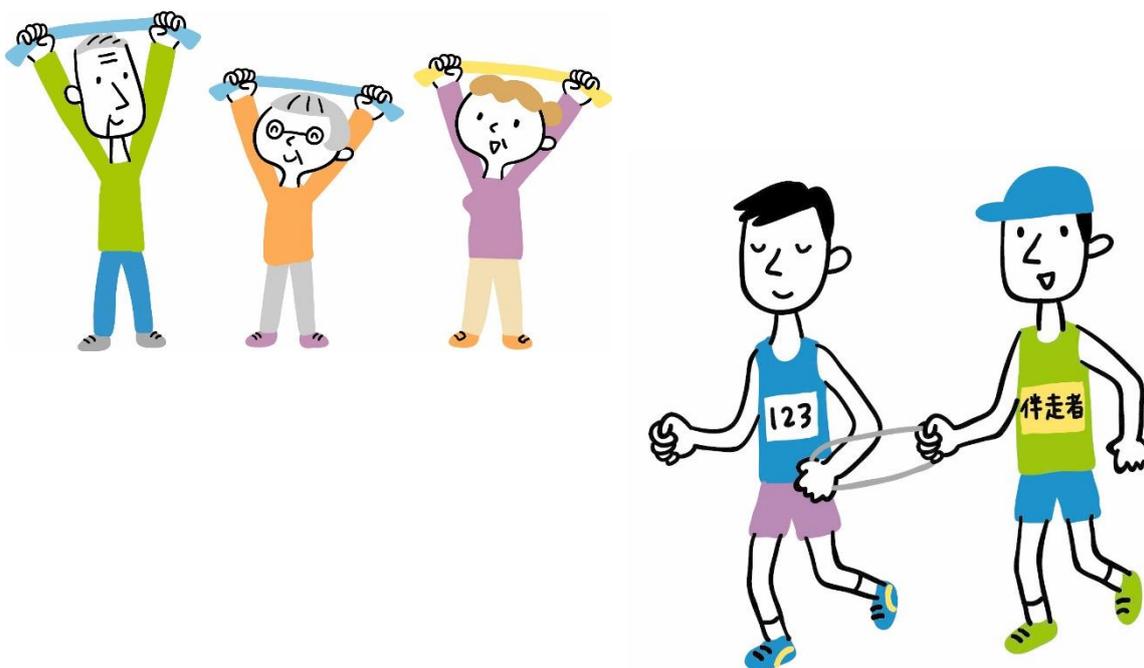
- 高齢者向けの体力測定や百歳体操など気軽に体を動かすことのできる機会を創出します。
- 町職員やスポーツ推進委員を講師として地域等に派遣し、体験会や講座等を開催することで、「誰もが、いつでも、どこでも、気軽に自由に楽しめる」スポーツである「ニュースポーツ」の普及を推進します。
- スポーツ活動の推進や住民同士の交流を図るため、年間を通じて多様なスポーツ・レクリエーション大会を開催します。
- 「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた活動を推進するため、環境学習機会の充実を図り、自然環境の保全に取り組むとともに、障子山登山道を活用したイベント等への参加による健康増進につなげます。
- 『砥部町健康づくり計画・食育推進計画』に基づき、健康増進や食育推進に関する取組を進めます。

主な事業・取組

体力測定・いきいき百歳体操／ニュースポーツに関する体験会や講座等の開催
スポーツ・レクリエーション大会開催／環境啓発イベント／砥部町健康づくり計画・食育推進計画の推進 等

関係部署

社会教育課 生活環境課



—こころの健康、生きがいにつながる支援—

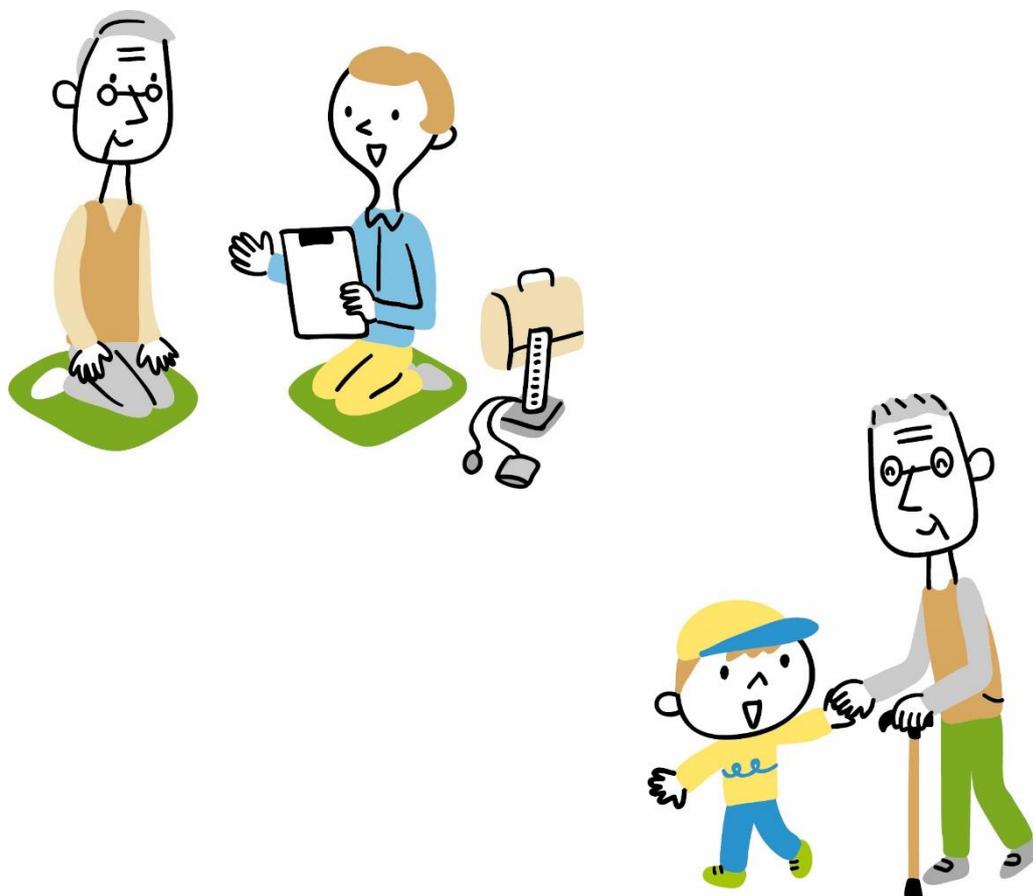
- 『砥部町自殺対策計画』に基づき、自殺対策やこころの健康に関する取組を進めます。
- 思春期の児童生徒に対して、自己肯定感を高め困難時には自ら SOS を発信できるよう啓発する講座を実施します。また、保護者や教職員等に対しては、子どもの気持ちを受け止める意識づくりを目的とした講座を実施します。
- 年齢に関わらず公民館などで学べる機会と成果を発表する場を設けます。
- 文化財を活用した学習会や講座等を開催し、歴史・文化に親しむ生涯学習の場を提供します。

主な事業・取組

砥部町自殺対策計画の推進／こころの健康講座／生涯学習の場の提供
歴史・文化に関する学習会や講座等の開催 等

関係部署

学校教育課 社会教育課



④ バリアフリー等の推進

現状と課題

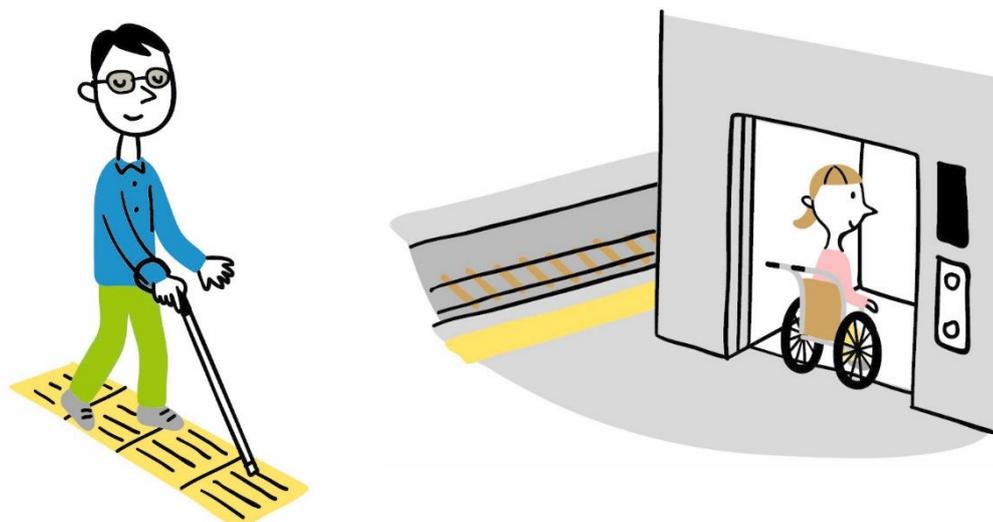
年齢や障がいの有無に関わらず、住民の誰もが快適な生活を送るためには、あらゆる立場の人々の安全性、利便性、快適性を高め、誰もが日常生活や社会生活の中でバリア（障壁）を取り除いていく「バリアフリー」への取り組みが重要です。

「年齢、性別、人種、個人の能力等に関わらず、すべての人ができる限り利用可能な建物や環境をデザインする考え方（ユニバーサルデザイン）」を施設の整備や移動手段の改善のために取り入れることが大切です。これらに取り組むことで、日常生活において、身体の機能上の制限を受けている高齢者や障がい者等の活動範囲が広がり、生きがいを持った暮らしを実現することにつながります。

このように、障がいの有無や性別、年齢に関わらず、誰もが自由に移動でき、積極的な社会参加が可能な環境を整えるためにバリアフリー等の推進が必要です。

住民や地域の取組

- 困っている人がいたら積極的に声をかけ、助け合いましょう。
- 点字ブロックの上に自転車を停めることや、優先駐車場の利用を控えるなど意識して行動しましょう。
- 通行に危険な箇所を見つけたときには、行政に情報を提供しましょう。



町の取組

—誰もが移動し集えるまちの環境整備—

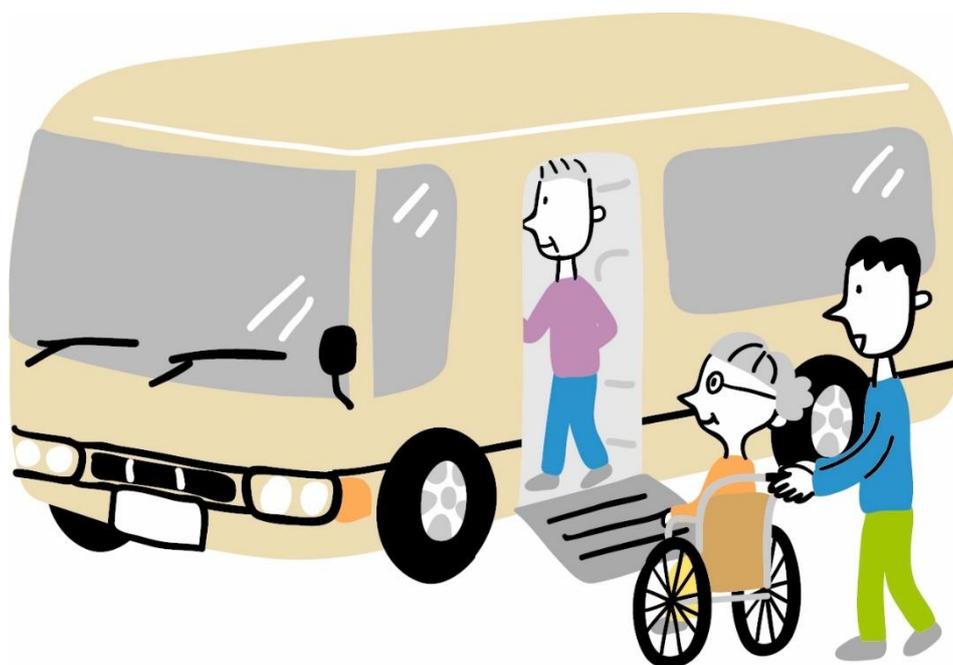
- 高齢者や障がい者などの交通弱者を支援するため、外出の際の移動支援や住民の交通手段の確保、タクシー利用助成事業の充実を図ります。
- 老朽化した町内の公園施設について、安全で快適な利用を確保するために維持補修や更新を行います。
- ユニバーサルデザインの視点を取り入れた道路・施設整備を行います。

主な事業・取組

障がい者の社会参加の促進(移動支援)／のりあいタクシー運行事業／とべ温泉行きバス運行事業
公園・水辺空間などのオープンスペースの整備／公園整備事業 等

関係部署

介護福祉課 企画政策課 建設課



3 安心・安全づくり



① 防災・防犯体制の強化

重点

現状と課題

近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の重要性が高まっています。災害はいつ、どこでも起こりうるという認識を持ち、日頃から住民一人ひとりが防災を意識し、必要な備えをすることが求められるとともに、高齢者や障がい者などの災害時要配慮者に対しては、地域全体で支援を行えるような体制が必要です。

本町におけるアンケートにおいても、災害時の備えとして重要なこととして「日頃からの隣近所との挨拶、声かけや付き合い」が5割以上、「地域の要援護者の把握」が3割以上の回答となっており、地域全体での要配慮者の支援が重要と考えられています。

また、災害だけではなく、犯罪の凶悪化、多様化により高齢者や障がい者が特殊詐欺などの犯罪被害に遭うことも少なくありません。こうした犯罪に対応するためには、警察等による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中でも、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めるような防災・防犯体制の強化が必要です。

住民や地域の取組

- 近所の人との交流を積極的に持ち、いざという時に助け合えるようにしましょう。
- 防災に対する理解と避難訓練への参加で災害に備えましょう。
- 地域一体で目を光らせ、犯罪を抑止する地域のつながりをつくりましょう。

町の取組

—防災体制の強化—

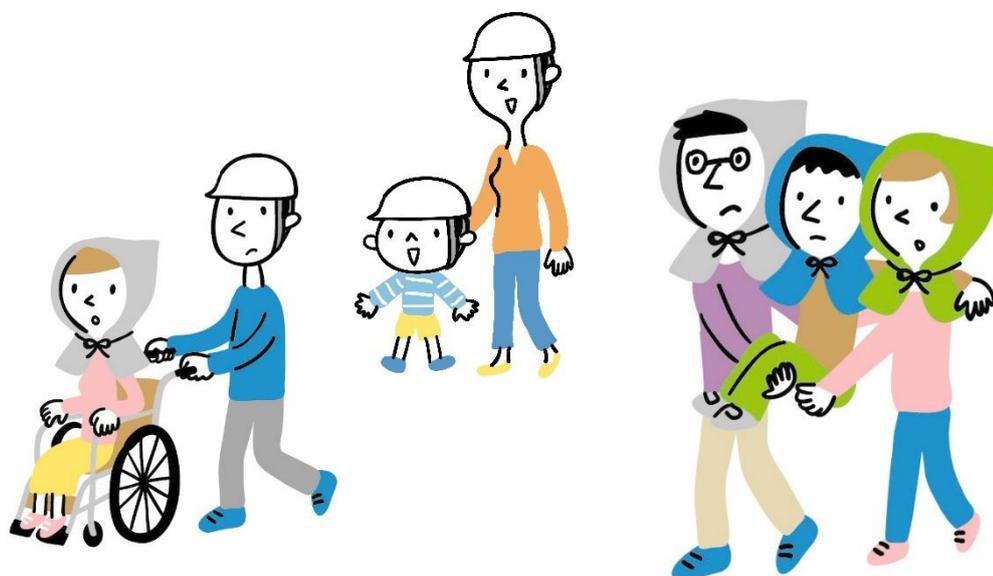
- 住民一人ひとりの防災意識を高め、防災講話や防災訓練など防災活動の機会を積極的に創出し、防災意識の高揚と自助・共助の必要性を普及させます。
- 平時から地域住民や各団体等の連携を深め、非常時に対応できる体制を構築するとともに、自主防災組織が行う住民参加・協働による防災活動を支援します。
- 地域防災力の中心を担う消防団員のさらなる確保を図るため、必要性を広く周知するとともに、団員が活動しやすい環境を整備し、消防団の充実と強化に取り組みます。
- 防災士の養成に引き続き取り組み、すべての自主防災組織に複数名の防災士の配置を目指すとともに、女性防災士を積極的に養成するなど、多様な防災リーダーの育成を図ります。
- 避難行動要支援者の個別避難計画の策定を進め、地域と行政が一体となって、高齢者などの要配慮者の避難支援体制の確立に取り組みます。

主な事業・取組

自助・共助促進事業／防災啓発事業、防災対策実践事業／消防・防災組織等の強化・育成事業
防災ネットワークづくり、防災学習の実施／個別避難計画策定事業 等

関係部署

介護福祉課 総務課 社会福祉協議会



—防犯体制の強化—

- 青少年の健全育成、非行防止のため、補導委員を中心に登下校時の見守り、青色防犯パトロール車によるパトロールを行います。

主な事業・取組

登校指導・街頭補導の実施 等

関係部署

社会教育課

—消費者トラブルの解消—

- 消費者が日々の生活で不安に思ったことの相談を受けることにより、消費者トラブルに巻き込まれることへの防止・被害抑止を図ります。

主な事業・取組

消費生活相談窓口の設置 等

関係部署

商工観光課



② 権利擁護の推進

現状と課題

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人を法的に支援する制度であり、誰もが安心して地域生活を送るために必要な手段のひとつです。

本町における人口推移は横ばいとなっている中、高齢化率は増加傾向にあり、今後も認知症高齢者や高齢者世帯が増加する可能性があります。また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付数も大幅ではないものの増加傾向となっています。こうした統計からも、判断能力が不十分な人に対する権利擁護の仕組みや体制が一層必要になることが見込まれ、成年後見制度の必要性は今以上に増していくと言えます。

一方で、アンケート結果を見ると7割弱の人が成年後見制度の内容を知らないと回答し、かつ「制度を知らないから」という理由で利用意向も「わからない」とそれぞれ4割以上の住民が回答していることから、必要な人が制度を十分に利用できていないことが危惧されます。

これらの結果を踏まえ、本町では成年後見制度の周知及び利用促進や虐待防止を図り、今以上に権利擁護を推進していくことが必要です。

住民や地域の取組

- 権利擁護や成年後見制度への理解を深めましょう。
- 周囲で必要な人には声をかけ、行政への連絡と制度の利用を促しましょう。
- 虐待の疑いは見逃さず、相談窓口へ連絡をしましょう。

町の取組

—権利を守る制度・支援の充実—

- 成年後見制度の利用により、対象者を法律的に保護し、サービス等の利用や財産管理等の支援を行います。
- 成年後見制度を必要な人が利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の体制整備を行います。
- サービス提供事業者、福祉専門職、民生委員・児童委員等は、後見人等と連携しチーム体制での支援を進めていきます。
- 地域連携ネットワーク及び中核機関が担う機能として、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能・不正防止機能を整備し、成年後見制度利用促進にかかる支援を実施します。
- 認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力に不安がある方が、地域で安心して自立した生活を送れるよう福祉サービス利用援助事業等による支援を行います。
- 成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、自ら申立てることが困難な方や申立てる親族がない方の成年後見制度町長申立てを実施していきます。また、申立ての経費や成年後見人等への報酬の負担が困難である方に対して、成年後見制度利用支援事業による助成を実施します。

主な事業・取組

成年後見制度利用支援事業／福祉サービス利用援助事業／
成年後見制度利用促進市町村基本計画の推進 等

関係部署

介護福祉課 社会福祉協議会

コラム

成年後見制度ってなに？

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、様々な契約を結んだりする必要があるが自分で行うことが難しい場合があります。

このような、判断能力が不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

—虐待防止の取組強化—

- 高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待の防止や早期発見に向け、町の窓口設置及び相談・通報の受付や、地域包括支援センターを中心として虐待を発見した人等が速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員や地域の見守り活動等との連携を深めます。
- 迅速かつ適正な支援を行うための関係団体との連携協力体制の構築や虐待対応に関するマニュアルの整備に努めます。
- 虐待を未然に防ぐため、子育て家庭の現状把握及び相談支援を常日頃から行い、早期から虐待のリスクを注視します。
- DV 被害者等への支援を行います。

主な事業・取組

高齢者の虐待防止／障がい者に対する虐待防止／児童虐待防止にかかる相談支援
乳幼児健診／乳幼児相談／赤ちゃん訪問／DV 被害者の支援 等

関係部署

介護福祉課 子育て支援課 保険健康課



③ 再犯防止の支援【再犯防止推進計画】

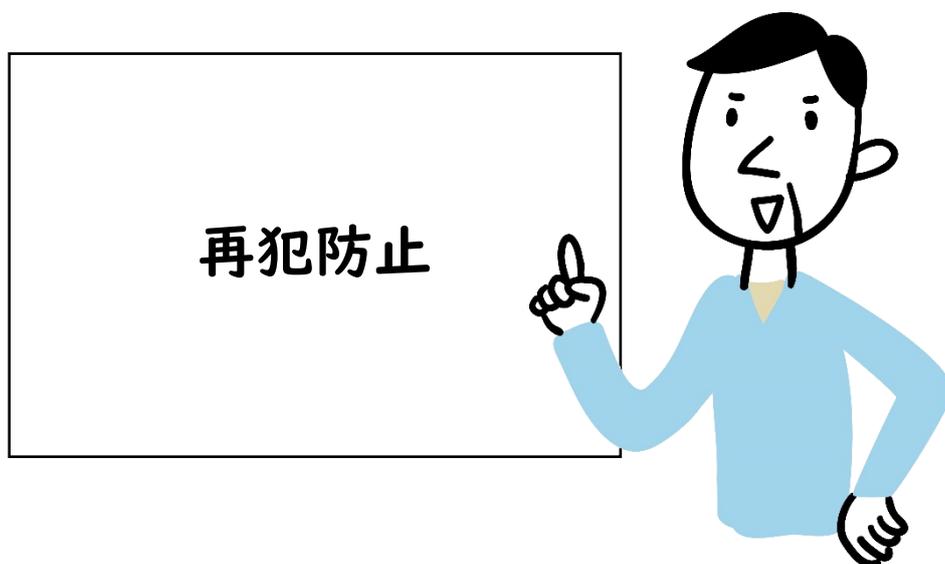
現状と課題

令和4年度の犯罪白書によると、令和3年の刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は48.6%であり、約半数が再び罪を犯しています。犯罪や非行を減らし、住民の安心・安全の確保のためには、「再犯防止」が重要ですが、罪を犯した人の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障がいや依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰をするためには支援が必要であるにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま、再び罪を犯していることが少なくありません。

犯罪をした人の多くがいずれ地域社会に戻ってくることを踏まえ、犯罪者の更生に対する地域社会の理解、再犯防止を意識するだけでなく、地域福祉を充実させることも再犯防止に必要です。

住民や地域の取組

- それぞれの立場で、犯罪防止への取り組みを考えましょう。
- 不審に思うことがあれば、声かけなどを通じて未然に防げるようにしましょう。
- 地域福祉の充実が再犯防止につながることを理解しましょう。



町の取組

—地域一体となった再犯の防止—

- 犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の立ち直りを考える取組や、保護司などの更生保護に携わる主体の活動を周知します。
- 過ちに陥った人たちの更生、犯罪や非行の予防活動を行っている保護司会、更生保護会、更生保護女性会に対し支援します。
- 犯罪をした者等が、地域における様々な貢献活動を通して達成感や自己有用感を感じることで、再犯の抑止につながるよう、社会貢献活動を推進します。
- 薬物依存症に関する相談支援の充実を図るとともに、薬物乱用の防止に向けて、児童生徒への啓発・教育にも取り組みます。

主な事業・取組

再犯防止に関する啓発活動の推進／更生保護活動等に対する支援／社会貢献活動の推進
薬物乱用の防止／社会を明るくする運動「砥部の集い」開催事業 等

関係部署

介護福祉課 保険健康課

コラム

犯罪予防活動って知ってる？

犯罪予防活動とは、犯罪や非行の予防のために、住民の理解促進や犯罪の原因となる社会環境の改善等に努める活動のことをいいます。

更生保護における犯罪予防活動は、それぞれの地域において、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを中心に、地方自治体や地域の関係機関等と連携して進められています。

犯罪の繰り返しを防ぐためには、犯罪や非行をした人の抱える「生きづらさ」を解消し、地域社会における「息の長い」支援が必要です。

第5章 計画の推進



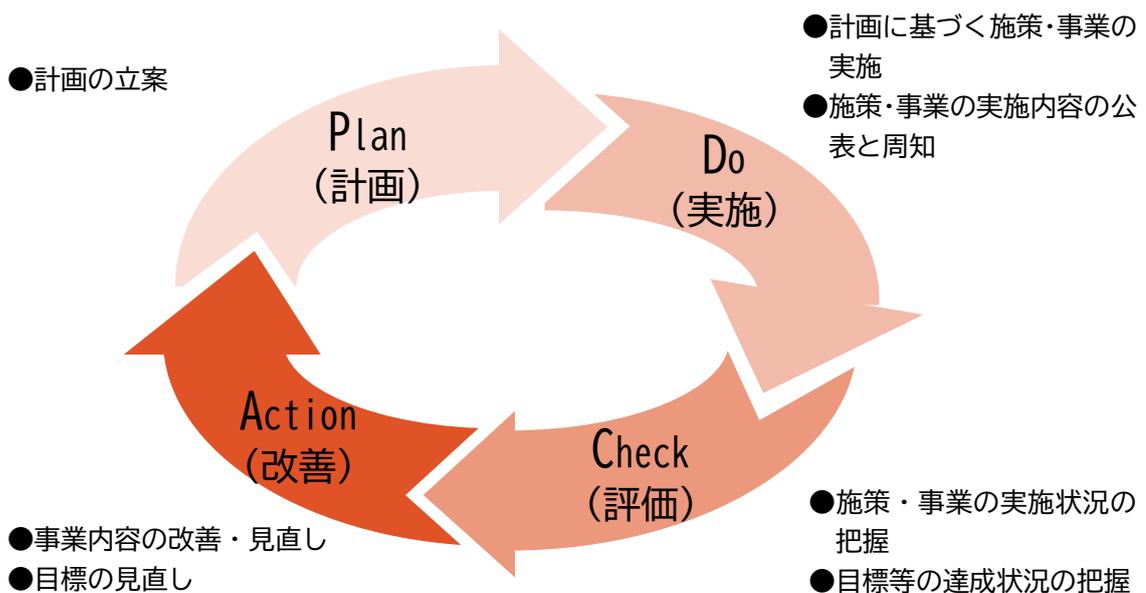
1 計画の周知・啓発

本計画について、計画書のほか、町の広報紙やホームページ、パンフレットなどで、計画内容の周知を図ります。

また、すべての住民が地域福祉の担い手であるという意識を持つために、自治会や民生委員・児童委員などを通じて、地域福祉活動の周知・啓発を行います。

2 計画の点検・評価

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくため、庁内の関係各課や関係機関との連携を図り、計画の進捗管理を行っていきます。また、PDCA サイクルに基づき、必要に応じて、取り組みの見直しを行いながら、本計画の推進を図ります。



3 協働による計画の推進

(1) 市内での連携強化

地域福祉を推進する関係機関や団体等の役割を踏まえながら、相互に連携、協力を図るとともに、行政内部においては、福祉、保健、医療分野をはじめ、雇用、教育、文化、交通、住宅等の関係各課との連携強化を図り、町政の様々な分野において地域福祉の視点から施策を見直し、横断的に推進されるよう取り組みます。

また、地域福祉への住民参加の機会の拡充、情報提供の充実等に努めます。

(2) 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画や実施、普及、助成等、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。本計画の将来フレームと基本目標を達成するために、計画の各分野で社会福祉協議会がさらに大きな役割を担うことが期待されます。

このため、社会福祉協議会の地域福祉活動計画等と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

(3) 福祉関係機関等との連携強化

ボランティア団体やNPO法人は、地域住民の福祉ニーズに対し、柔軟に対応しながら、その活動をより活発化するとともに、住民への福祉活動にとどまらず、活動内容の住民各層への広報や、行政への施策提言などを行うことが期待されます。

また、福祉サービス事業所は、福祉や介護サービスの提供者として、その専門性を十分に発揮し、住民の福祉ニーズに応じたサービスの提供、利用者の視点に立った自立支援、サービスの質の確保、専門的知識を活かした福祉情報の提供などに積極的に取り組んでいくことが大切です。

このため、地域における団体や福祉関係機関と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

(4) 国や県等との整合、連携

総合的かつ効果的な地域福祉計画の推進を図るため国や県の計画と整合性を図るとともに、広域的な対応が必要な場合は県や近隣市町との連携や情報共有を図り、計画の推進に努めます。



1 砥部町地域福祉計画策定委員会規則

令和4年3月24日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、砥部町執行機関の附属機関設置条例（平成23年砥部町条例第4号）第4条の規定に基づき、砥部町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項の規定に基づく砥部町地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定について必要な事項を調査し、審議する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、14人以内の委員で構成し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 公募により選考された住民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長を定めるための会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、介護福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及

び費用弁償に関する条例（平成17年砥部町条例第41号）の定めるところによる。

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 砥部町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

No	所 属	氏 名	備考
1	社会福祉協議会	正岡 知司	委員長
2	社会福祉協議会	森川 政子	
3	小規模多機能ホームあったか	西岡 佳代	
4	社会福祉法人南風会ひとやすみ	香川 知美	
5	NPO 法人ぴちすてっぴ	安原 優子	
6	民生児童委員協議会	篠森 華奈	
7	民生児童委員協議会	白形 理恵	副委員長
8	手をつなぐ育成会	野村 りえ	
9	ボランティア連絡協議会	小椋 美名子	
10	老人クラブ連合会	矢野 恭宣	
11	区長会	稲田 憲治	
12	「元気・ひろた」を考える会	日野林 一樹	
13	愛媛県立医療技術大学	田中 美延里	
14	更生保護女性会砥部支部	松村 美江子	

3 策定経過

年月日	実施事項	備考
令和4年 3月28日	第1回砥部町地域福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 委員委嘱 令和4年度のスケジュール 調査票の検討
令和4年 12月5日 ～ 令和5年 1月20日	住民意識調査	18歳以上の住民2,000人
令和5年 1月11日 ～ 1月31日	中学2年生アンケート調査	砥部中学校2年生 172人
令和4年 12月～ 令和5年 2月	団体ヒアリング調査 (アンケート・対面ヒアリング)	町内で活動している12団体 【アンケート調査】 令和4年12月13日 ～令和5年1月13日 (民生委員 令和4年10月19日～11月1日) 【対面ヒアリング】 令和5年2月8日、13日、15日 実施 (民生委員 令和4年11月1日)
令和5年 3月28日	第2回砥部町地域福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 調査結果の報告 計画で重点的に取り組むこと 令和5年度のスケジュール
令和5年 11月1日	第3回砥部町地域福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画骨子案
令和6年 1月9日	第4回砥部町地域福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案
令和6年 1月30日 ～ 2月29日	パブリックコメント	意見なし
令和6年 3月7日	第5回砥部町地域福祉計画 策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 計画の承認

砥部町地域福祉計画

令和6年度～令和10年度

発行 令和6年3月

発行者 愛媛県 砥部町

〒791-2195

愛媛県伊予郡砥部町宮内1392番地

編集 砥部町 介護福祉課

TEL 089-962-7255

FAX 089-962-6820



四 国 研 部
えひめ TOBE